非訟事件手続法及び家事審判法の見直しに関する要綱

第１部　非訟事件手続法の見直し

第１　総則

１　通則

（注）第１の規律は，特別の定めのない限り，非訟事件の手続に適用されることを前提としている。

(1)　裁判所及び当事者の責務

裁判所は，非訟事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め，当事者は，信義に従い誠実に非訟事件の手続を追行しなければならないものとする。

(2)　最高裁判所規則

この法律又は他の法令に定めるもののほか，非訟事件の手続に関し必要な事項は，最高裁判所規則で定めるものとする。

２　非訟事件の手続の総則

(1)　管轄

ア　管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所

①　非訟事件の管轄が人の住所地により定まる場合において，日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは，その非訟事件は，その居所地を管轄する裁判所の管轄に属し，日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときはその最後の住所地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

②　非訟事件の管轄が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を除く。）の住所地により定まる場合において，日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは，その非訟事件は，代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

③　非訟事件の管轄が外国の社団又は財団の住所地により定まる場合には，その非訟事件は，日本における主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する裁判所の管轄に属し，日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

イ　優先管轄

二以上の裁判所が管轄権を有するときは，非訟事件は，先に申立て

を受け，又は職権で手続を開始した裁判所が管轄するものとする。ただし，その裁判所は，非訟事件の手続が遅滞することを避けるため必要があると認めるときその他相当と認めるときは，申立てにより又は職権で，非訟事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。

ウ　管轄裁判所の指定

①　管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは，その裁判所の直近上級の裁判所は，申立てにより又は職権で，管轄裁判所を定めるものとする。

②　裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは，関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は，申立てにより又は職権で，管轄裁判所を定めるものとする。

③　①又は②の規律により管轄裁判所を定める裁判に対しては，不服を申し立てることができないものとする。

④　①又は②の申立てを却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

エ　管轄裁判所の特例

非訟事件の管轄が定まらないときは，その非訟事件は，裁判を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

オ　管轄の標準時

裁判所の管轄は，非訟事件の申立てがあった時又は裁判所が職権で非訟事件の手続を開始した時を標準として定めるものとする。

カ　移送

①　非訟事件の移送については，民事訴訟法第１６条（同条第２項ただし書を除く。），第１８条，第２１条及び第２２条の規定と同様の規律を置くものとする。

②　非訟事件の移送の裁判に対する即時抗告は，執行停止の効力を有するものとする。

(2)　裁判所職員の除斥及び忌避

ア　裁判官の除斥

①　裁判官は，次に掲げる場合には，その職務の執行から除斥されるものとする。ただし，viに掲げる場合にあっては，他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げないものとする。

ⅰ　裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が，事件の当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者(終局決定(申立てを却下する終局決定を除く。）がされた場合において，その裁判を受ける者となる者をいう。）であるとき，又は事件についてこれらの者と共同権利者，共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

ⅱ　裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の四親等内の血族，三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき，又はあったとき。

ⅲ　裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の後見人，後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人であるとき。

ⅳ　裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となったとき，又は審問を受けることとなったとき。

ⅴ　裁判官が事件について当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき，又はあったとき。

ⅵ　裁判官が事件について仲裁判断に関与し，又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

②　①に規律する除斥の原因があるときは，裁判所は，申立てにより又は職権で，除斥の裁判をするものとする。

イ　裁判官の忌避

①　裁判官について裁判の公正を妨げる事情があるときは,当事者は,その裁判官を忌避することができるものとする。

②　当事者は,裁判官の面前において事件について陳述をしたときは,その裁判官を忌避することができないものとする。ただし，忌避の原因があることを知らなかったとき，又は忌避の原因がその後に生じたときは，この限りでないものとする。

ウ　除斥又は忌避の裁判及び手続の停止

①　合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が，簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が，裁判をするものとする。

②　地方裁判所における①の裁判は，合議体でするものとする。

③　裁判官は，その除斥又は忌避についての裁判に関与することがで

きないものとする。

④　除斥又は忌避の申立てがあったときは，その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手続を停止しなければならないものとする。ただし，急速を要する行為については，この限りでないものとする。

⑤　次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは，③の規律は，適用しないものとする。

ⅰ　非訟事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなとき。

ⅱ　イ②の規律に違反するとき。

ⅲ　最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

⑥　⑤の裁判は，①及び②の規律にかかわらず，忌避された受命裁判官等（受命裁判官，受託裁判官又は非訟事件を取り扱う地方裁判所の一人の裁判官若しくは簡易裁判所の裁判官をいう。エ③において同じ。）がすることができるものとする。

⑦　⑤の裁判をした場合には，④本文の規律にかかわらず，非訟事件の手続は停止しないものとする。

⑧　除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては，不服を申し立てることができないものとする。

⑨　除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

エ　裁判所書記官の除斥及び忌避

①　裁判所書記官の除斥及び忌避については，ア，イ並びにウ③，⑤，⑧及び⑨の規律と同様の規律を置くものとする。

②　裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあったときは，その裁判所書記官は，その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった非訟事件に関与することができないものとする。ただし，ウ⑤各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があったときは，この限りでないものとする。

③　裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は，裁判所書記官の所属する裁判所がするものとする。ただし，②ただし書の裁判は，受命裁判官等（受命裁判官又は受託裁判官にあっては，当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。）がすることができるものとする。

オ　専門委員の除斥及び忌避

非訟事件の手続における専門委員の除斥及び忌避については，ア，イ，ウ⑧及び⑨並びにエ②及び③の規律と同様の規律を置くものとする。

(3)　当事者能力及び手続行為能力

ア　当事者能力及び手続行為能力の原則等

①　当事者能力，非訟事件の手続における手続上の行為（以下第１部で「手続行為」という。）をすることができる能力（以下第１部において「手続行為能力」という。），手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授権は，特別の定めがある場合を除き，民事訴訟における当事者能力，訴訟能力，訴訟無能力者の法定代理及び訴訟行為をするのに必要な授権に関する民事訴訟法第１編第３章第１節の規定（同法第３０条，第３２条，第３４条第３項及び第３５条から第３７条までの規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

②　被保佐人，被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。③において同じ。）又は後見人その他の法定代理人が他の者がした非訟事件の申立て又は抗告について手続行為をするには，保佐人若しくは保佐監督人，補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授権を要しないものとする。職権により手続が開始された場合も，同様とするものとする。

③　被保佐人，被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには，特別の授権がなければならないものとする。

ⅰ　非訟事件の申立ての取下げ又は和解

ⅱ　終局決定に対する抗告若しくは異議又は４(1)ウ（ア）②の申立て（抗告許可の申立て）の取下げ

イ　特別代理人

①　裁判長は，未成年者又は成年被後見人について法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において，非訟事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは，利害関係人の申立てにより又は職権で，特別代理人を選任することができるものとする。

②　特別代理人の選任の裁判は，疎明に基づいてするものとする。

③　裁判所は，いつでも特別代理人を改任することができるものとする。

④　特別代理人が手続行為をするには，後見人と同一の授権がなければならないものとする。

⑤　①の申立てを却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

ウ　法定代理権の消滅の通知

法定代理権の消滅は，本人又は代理人から裁判所に通知しなければ，その効力を生じないものとする。

エ　法人の代表者等

法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については，法定代理及び法定代理人に関する規律と同様の規律を置くものとする。

(4)　参加

ア　当事者参加

①　当事者となる資格を有する者は，当事者として非訟事件の手続に参加することができるものとする。

②　①の規律による参加（③において「当事者参加」という。）の申出は，参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならないものとする。

③　当事者参加の申出を却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

イ　利害関係参加

①　裁判を受ける者となるべき者は，非訟事件の手続に参加することができるものとする。

②　裁判を受ける者となるべき者以外の者であって，裁判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは，裁判所の許可を得て，非訟事件の手続に参加することができるものとする。

③　①の規律による参加の申出及び②の規律による参加の許可の申立てについては，ア②の規律と同様の規律を置くものとする。

④　①の規律による参加の申出を却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

⑤　①又は②の規律により非訟事件の手続に参加した者（以下「利害関係参加人」という。）は，当事者がすることができる手続行為（非訟事件の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。）をすること

ができるものとする。ただし，裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議については，利害関係参加人が不服申立て又は異議に関する規律によりすることができる場合に限るものとする。

(5)　手続代理人及び補佐人

ア　手続代理人の資格

①　法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか，弁護士でなければ手続代理人となることができないものとする。ただし，第一審裁判所においては，その許可を得て，弁護士でない者を手続代理人とすることができるものとする。

②　①ただし書の許可は，いつでも取り消すことができるものとする。

イ　手続代理人の代理権の範囲

①　手続代理人は，委任を受けた事件について，参加，強制執行及び保全処分に関する行為をし，かつ，弁済を受領することができるものとする。

②　手続代理人は，次に掲げる事項については，特別の委任を受けなければならないものとする。

ⅰ　非訟事件の申立ての取下げ又は和解

ⅱ　終局決定に対する抗告若しくは異議，４(1)ウ（ア）②の申立て（抗告許可の申立て）又はこれらの取下げ

ⅲ　代理人の選任

③　手続代理人の代理権は，制限することができないものとする。ただし，弁護士でない手続代理人については，この限りでないものとする。

④　①から③までの規律は，法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げないものとする。

ウ　法定代理の規定及び民事訴訟法

手続代理人及びその代理権については，(3)ウの規律並びに民事訴訟法第３４条（同条第３項を除く。）及び第５６条から第５８条まで（同条第３項を除く。）の規定と同様の規律を置くものとする。

エ　補佐人

非訟事件の手続における補佐人については，民事訴訟法第６０条の規定と同様の規律を置くものとする。

(6)　手続費用

ア　手続費用の負担

（ア）手続費用の負担

①　非訟事件の手続の費用（以下第１部において「手続費用」という。）は，特別の定めがある場合を除き，各自の負担とするものとする。

②　裁判所は，事情により，この法律の他の規定（③を除く。）又は他の法令の規定によれば当事者，利害関係参加人その他の関係人がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を，その負担すべき者以外の者であって次に掲げるものに負担させることができるものとする。

ⅰ　当事者又は利害関係参加人

ⅱ　ⅰに掲げる者以外の裁判を受ける者となるべき者

ⅲ　ⅱに掲げる者に準ずる者であってその裁判により直接に利益を受けるもの

③　①若しくは②の規律又は他の法令の規定によれば法務大臣又は検察官が負担すべき手続費用は，国庫の負担とするものとする。

（注）手続費用の強制執行については，所要の手当てをするものとする。

（イ）手続費用の立替え

事実の調査，証拠調べ，呼出し，告知その他の非訟事件の手続に必要な行為に要する費用は，国庫において立て替えることができるものとする。

（ウ）手続費用の負担及び手続費用額の確定手続等

①　手続費用の負担については，民事訴訟法第６７条から第７４条までの規定と同様の規律を置くものとする。

②　①において規律する民事訴訟法第７１条第７項の規定と同様の規律による異議の申立てについての決定に対する即時抗告は，執行停止の効力を有するものとする。

イ　手続上の救助

①　非訟事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては，裁判所は，申立てにより，手続上の救助の裁判をすることができるものとする。ただし，救助を求める者が不当な目的で非訟事件の申立てその他の手続行為をしていることが明らかなときは，この限りでないものとする。

②　手続上の救助については，民事訴訟法第８２条第２項及び第８３条から第８６条まで（同法第８３条第１項第３号を除く。）の規定

と同様の規律を置くものとする。

(7)　非訟事件の審理等

ア　手続の非公開

非訟事件の手続は，公開しないものとする。ただし，裁判所は，相当と認める者の傍聴を許すことができるものとする。

イ　調書の作成等

裁判所書記官は，非訟事件の手続の期日について，調書を作成しなければならないものとする。ただし，証拠調べの期日以外の期日については，裁判長においてその必要がないと認めるときは，その経過の要領を記録上明らかにすることをもって，これに代えることができるものとする。

ウ　記録の閲覧等

①　当事者又は利害関係を疎明した第三者は，裁判所の許可を得て，裁判所書記官に対し，非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写，その正本，謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付を請求することができるものとする。

②　①の規律は,非訟事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては，適用しないものとする。この場合において，当事者又は利害関係を疎明した第三者は，裁判所の許可を得て，裁判所書記官に対し，これらの物の複製を請求することができるものとする。

③　裁判所は，当事者から①又は②の規律による許可の申立てがあった場合においては，当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き，これを許可しなければならないものとする。

④　裁判所は，利害関係を疎明した第三者から①又は②の規律による許可の申立てがあった場合においては，相当と認めるときは，これを許可することができるものとする。

⑤　裁判書の正本，謄本若しくは抄本又は非訟事件に関する事項の証明書については，当事者は，①の規律にかかわらず，裁判所の許可を得ずに，裁判所書記官に対し，その交付を請求することができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も，同様とするものとする。

⑥　非訟事件の記録の閲覧，謄写及び複製の請求は，非訟事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは，することができない

ものとする。

⑦　③の申立てを却下した裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

⑧　⑦の規律による即時抗告が非訟事件の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは,原裁判所は,その即時抗告を却下しなければならないものとする。

⑨　⑧の規律による裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

エ　非訟事件の手続における専門委員

①　裁判所は，的確かつ円滑な審理の実現のため，又は和解を試みるに当たり，必要があると認めるときは，当事者の意見を聴いて，専門的な知見に基づく意見を聴くために専門委員を非訟事件の手続に関与させることができるものとする。この場合において，専門委員の意見は，裁判長が書面により又は当事者が立ち会うことができる非訟事件の手続の期日において口頭で述べさせなければならないものとする。

②　裁判所は，当事者の意見を聴いて，①の規律による専門委員を関与させる裁判を取り消すことができるものとする。

③　裁判所は，必要があると認めるときは，専門委員を非訟事件の手続の期日に立ち会わせることができるものとする。この場合において，裁判長は，専門委員が当事者，証人，鑑定人その他期日に出頭した者に対し直接に問いを発することを許すことができるものとする。

④　裁判所は，専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは，当事者の意見を聴いて，最高裁判所規則で定めるところにより，裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって，専門委員を③の期日に立ち会わせることができるものとする。

⑤　①の規律により非訟事件の手続に関与させる専門委員の指定及び任免等については，民事訴訟法第９２条の５の規定と同様の規律を置くものとする。

⑥　受命裁判官又は受託裁判官が①の手続を行う場合には，①から④までの規律及び⑤において規律する民事訴訟法第９２条の５第２項の規定による裁判所及び裁判長の職務は，その裁判官が行うものとする。ただし，証拠調べの期日における手続を行う場合には，専門

委員を手続に関与させる裁判，その裁判の取消し及び専門委員の指定は，非訟事件が係属している裁判所がするものとする。

オ　期日及び期間

①　非訟事件の手続の期日は，職権で，裁判長が指定するものとする。

②　①の期日は，やむを得ない場合に限り，日曜日その他の一般の休日に指定することができるものとする。

③　①の期日の変更は，顕著な事由がある場合に限り，することができるものとする。

④　①の期日及び非訟事件の手続の期間については，民事訴訟法第９４条から第９７条までの規定と同様の規律を置くものとする。

カ　手続の併合等

①　裁判所は，非訟事件の手続を併合し，又は分離することができるものとする。

②　裁判所は，①の規律による裁判を取り消すことができるものとする。

③　裁判所は，当事者を異にする非訟事件について手続の併合を命じた場合において，その前に尋問をした証人について，尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは，その尋問をしなければならないものとする。

キ　法令により手続を続行すべき者による受継

①　当事者が死亡，資格の喪失その他の事由によって非訟事件の手続を続行することができない場合には，法令により手続を続行する資格のある者が，その手続を受け継がなければならないものとする。

②　①の規律により受継の申立てをした者は，その申立てを却下する裁判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

③　①の場合には，裁判所は，他の当事者の申立てにより又は職権で，法令により手続を続行する資格のある者に非訟事件の手続を受け継がせることができるものとする。

ク　他の申立権者による受継

①　非訟事件の申立人が死亡，資格の喪失その他の事由によってその手続を続行することができない場合において，法令により手続を続行する資格のある者がないときは，当該非訟事件の申立てをすることができる者は，その手続を受け継ぐことができるものとする。

②　①の規律による受継の申立ては，①の事由が生じた日から一月以内にしなければならないものとする。

ケ　送達及び手続の中止

送達及び非訟事件の手続の中止については，民事訴訟法第９８条から第１１３条まで及び第１３０条から第１３２条まで（同条第１項を除く。）の規定と同様の規律を置くものとする。

コ　裁判所書記官の処分に対する異議

①　裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては，その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をするものとする。

②　①の裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

サ　検察官の関与

①　検察官は，非訟事件について意見を述べ，その手続の期日に立ち会うことができるものとする。

②　裁判所は，検察官に対し，非訟事件が係属したこと及びその手続の期日を通知するものとするものとする。

(8)　検察官に対する通知

裁判所その他の官庁，検察官又は吏員は，その職務上検察官の申立てにより非訟事件の裁判をすべき場合が生じたことを知ったときは，管轄裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならないものとする。

(9)　電子情報処理組織による申立て等

①　非訟事件の手続における申立てその他の申述（②において「申立て等」という。）については，民事訴訟法第１３２条の１０第１項から第５項まで（支払督促に関する部分を除く。）の規定と同様の規律を置くものとする。

②　①において規律する民事訴訟法第１３２条の１０第１項本文の規定と同様の規律によりされた申立て等に係る非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本，謄本若しくは抄本の交付は，同条第５項の規定と同様の規律による書面をもってするものとするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も，同様とするものとする。

３　第一審裁判所における非訟事件の手続

(1)　非訟事件の申立て

ア　申立ての方式等

①　非訟事件の申立ては，申立書（ア及び(4)エ①において「非訟事件の申立書」という。）を裁判所に提出してしなければならないものとする。

②　非訟事件の申立書には，次に掲げる事項を記載しなければならな

いものとする。

ⅰ　当事者及び法定代理人

ⅱ　申立ての趣旨及び原因

③　申立人は，二以上の事項について裁判を求める場合において，これらの事項についての非訟事件の手続が同種であり，これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは，一の申立てにより求めることができるものとする。

④　非訟事件の申立書が②の規律に違反する場合には，裁判長は，相当の期間を定め，その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合も，同様とするものとする。

⑤　④の場合において，申立人が不備を補正しないときは，裁判長は，命令で，非訟事件の申立書を却下しなければならないものとする。

⑥　⑤の命令に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

イ　申立ての変更

①　申立人は，申立ての基礎に変更がない限り，申立ての趣旨又は原因を変更することができるものとする。

②　申立ての趣旨又は原因の変更は，期日でする場合を除き，書面でしなければならないものとする。

③　裁判所は，申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であるときは，その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。

④　申立ての趣旨又は原因の変更により非訟事件の手続が著しく遅滞することとなるときは，裁判所は，その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。

(2)　非訟事件の手続の期日

ア　裁判長の手続指揮権

①　非訟事件の手続の期日においては，裁判長が手続を指揮するものとする。

②　裁判長は，発言を許し，又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。

③　当事者が非訟事件の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは，裁判所は，その異議について裁判をするものとする。

イ　受命裁判官による手続

① 裁判所は，受命裁判官に非訟事件の手続の期日における手続を行わせることができるものとする。ただし，事実の調査及び証拠調べについては，(3)ウ③の規律又は(3)オ①において規律する民事訴訟法第２編第４章第１節から第６節までの規定と同様の規律により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限るものとする。

② ①の場合においては，裁判所及び裁判長の職務は，その裁判官が行うものとする。

ウ 音声の送受信による通話の方法による手続

① 裁判所は，当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは，当事者の意見を聴いて，最高裁判所規則で定めるところにより，裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって，非訟事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

② 非訟事件の手続の期日に出頭しないで①の手続に関与した者は，その期日に出頭したものとみなすものとする。

エ 通訳人の立会い等その他の措置

非訟事件の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第１５４条の規定と同様の規律を，非訟事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者,利害関係参加人,代理人及び補佐人に対する措置については同法第１５５条の規定と同様の規律を置くものとする。

(3) 事実の調査及び証拠調べ

ア 事実の調査及び証拠調べ等

① 裁判所は，職権で事実の調査をし，かつ，申立てにより又は職権で，必要と認める証拠調べをしなければならないものとする。

② 当事者は，適切かつ迅速な審理及び裁判の実現のため，事実の調査及び証拠調べに協力するものとするものとする。

イ 疎明

疎明は，即時に取り調べることができる資料によってしなければならないものとする。

ウ 事実の調査の嘱託等

① 裁判所は，他の地方裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができるものとする。

② ①に規律する嘱託により職務を行う受託裁判官は，他の地方裁判

所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは，更に事実の調査の嘱託をすることができるものとする。

③　裁判所は，相当と認めるときは，受命裁判官に事実の調査をさせることができるものとする。

④　①から③までの規律により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には，裁判所及び裁判長の職務は，その裁判官が行うものとする。

エ　事実の調査の通知

裁判所は，事実の調査をした場合において，その結果が当事者による非訟事件の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは，これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

オ　証拠調べ

①　非訟事件の手続における証拠調べについては，民事訴訟法第２編第４章第１節から第６節までの規定（同法第１７９条，第１８２条，第１８７条から第１８９条まで，第２０７条第２項，第２０８条，第２２４条（同法第２２９条第２項及び第２３２条第１項において準用する場合を含む。）及び第２２９条第４項の規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

②　①において規律する民事訴訟法の規定と同様の規律による即時抗告は，執行停止の効力を有するものとする。

③　当事者が次のいずれかに該当するときは，裁判所は，２０万円以下の過料に処するものとする。

ｉ　①において規律する民事訴訟法第２２３条第１項（同法第２３１条において準用する場合を含む。）の規定と同様の規律による提出命令に従わないとき，又は正当な理由なく①において規律する同法第２３２条第１項において準用する同法第２２３条第１項の規定と同様の規律による提示命令に従わないとき。

ⅱ　書証を妨げる目的で①において規律する民事訴訟法第２２０条（同法第２３１条において準用する場合を含む。）の規定と同様の規律により提出の義務がある文書（同法第２３１条の規定による文書に準ずる物件を含む。）を滅失させ，その他これを使用することができないようにしたとき，又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ，その他これを使用することができないようにしたとき。

④　当事者が次のいずれかに該当するときは，裁判所は，１０万円以下の過料に処するものとする。

ⅰ　正当な理由なく①において規律する民事訴訟法第２２９条第２項（同法第２３１条において準用する場合を含む。）において準用する同法第２２３条第１項の規定と同様の規律による提出命令に従わないとき。

ⅱ　対照の用に供することを妨げる目的で対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件を滅失させ，その他これを使用することができないようにしたとき。

ⅲ　①において規律する民事訴訟法第２２９条第３項（同法第２３１条において準用する場合を含む。）の規定と同様の規律による命令に正当な理由なく従わないとき，又は当該命令に係る対照の用に供すべき文字を書体を変えて筆記したとき。

⑤　裁判所は，当事者本人を尋問する場合には，その当事者に対し，期日に出頭することを命ずることができるものとする。

⑥　⑤の規律により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合については民事訴訟法第１９２条から第１９４条までの規定と同様の規律を，出頭した当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合については同法第２０９条第１項及び第２項の規定と同様の規律を置くものとする。

⑦　オに規律するもののほか，証拠調べにおける過料についての裁判に関しては，現行非訟事件手続法第４編の規定（同法第１６１条の規定並びに第１６２条及び第１６４条中検察官に関する部分を除く。）と同様の規律を置くものとする。

(4)　裁判

ア　裁判の方式

裁判所は，非訟事件の手続においては，決定で，裁判をするものとする。

イ　終局決定

①　裁判所は，非訟事件が裁判をするのに熟したときは，終局決定をするものとする。

②　裁判所は，非訟事件の一部が裁判をするのに熟したときは，その一部について終局決定をすることができるものとする。手続の併合を命じた数個の非訟事件中その一が裁判をするのに熟した場合も，同様とするものとする。

ウ　終局決定の告知及び効力の発生等

①　終局決定は，当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の裁判を受ける者に対し，相当と認める方法で告知しなければならないものとする。

②　終局決定（申立てを却下する決定を除く。）は，裁判を受ける者（裁判を受ける者が数人あるときは，その一人）に告知することによってその効力を生ずるものとする。

③　申立てを却下する終局決定は，申立人に告知することによってその効力を生ずるものとする。

④　終局決定は，即時抗告の期間の満了前には確定しないものとするものとする。

⑤　終局決定の確定は，④の期間内にした即時抗告の提起により，遮断されるものとする。

エ　終局決定の方式及び裁判書

①　終局決定は，裁判書を作成してしなければならないものとする。ただし，即時抗告をすることができない決定については，非訟事件の申立書又は調書に主文を記載することをもって，裁判書の作成に代えることができるものとする。

②　終局決定の裁判書には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ⅰ　主文

ⅱ　理由の要旨

ⅲ　当事者及び法定代理人

ⅳ　裁判所

オ　更正決定

①　終局決定に計算違い，誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは，裁判所は，申立てにより又は職権で，いつでも更正決定をすることができるものとする。

②　更正決定は，裁判書を作成してしなければならないものとする。

③　更正後の終局決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることができる者は，更正決定に対し，即時抗告をすることができるものとする。

④　①の申立てを不適法として却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

⑤　終局決定に対し適法な即時抗告があったときは，③及び④の即時

抗告は，することができないものとする。

カ　終局決定に関するその他の手続

終局決定については，民事訴訟法第２４７条，第２５６条第１項及び第２５８条（同条第２項後段を除く。）の規定と同様の規律を置くものとする。

キ　終局決定の取消し又は変更

①　裁判所は，終局決定をした後，その決定を不当と認めるときは，次に掲げる決定を除き，職権で，これを取り消し，又は変更することができるものとする。

ⅰ　申立てによってのみ裁判をすべき場合において申立てを却下した決定

ⅱ　即時抗告をすることができる決定

②　終局決定が確定した日から５年を経過したときは，裁判所は，①の規律による取消し又は変更をすることができないものとする。ただし，事情の変更によりその決定が不当であると認めるに至ったときは，この限りでないものとする。

③　裁判所は，①の規律により終局決定の取消し又は変更をする場合には，その決定における当事者及びその他の裁判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。

④　①の規律による取消し又は変更の終局決定に対しては，取消し後又は変更後の決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることができる者に限り，即時抗告をすることができるものとする。

ク　中間決定

①　裁判所は，終局決定の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて，裁判をするのに熟したときは，中間決定をすることができるものとする。

②　中間決定は，裁判書を作成してしなければならないものとする。

ケ　終局決定以外の裁判

①　終局決定以外の非訟事件に関する裁判については，特別の定めがある場合を除き，イからキまで（エ①及びキ③を除く。）の規律と同様の規律を置くものとする。

②　非訟事件の手続の指揮に関する裁判は，いつでも取り消すことができるものとする。

③　終局決定以外の非訟事件に関する裁判は，判事補が単独ですることができるものとする。

(5)　裁判によらない非訟事件の終了

ア　非訟事件の申立ての取下げ

①　非訟事件の申立人は，終局決定が確定するまで，申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。この場合において，終局決定がされた後は，裁判所の許可を得なければならないものとする。

②　①の規律による申立ての取下げについては，民事訴訟法第２６１条第３項及び第２６２条第１項の規定と同様の規律を置くものとする。

イ　非訟事件の申立ての取下げの擬制

非訟事件の申立人が，連続して二回，呼出しを受けた非訟事件の手続の期日に出頭せず，又は呼出しを受けた非訟事件の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは，申立ての取下げがあったものとみなすことができるものとする。

ウ　和解

①　非訟事件における和解については，民事訴訟法第８９条，第２６４条及び第２６５条の規定と同様の規律を置くものとする。

②　和解を調書に記載したときは，その記載は，確定した終局決定と同一の効力を有するものとする。

４　不服申立て

(1)　終局決定に対する不服申立て

ア　即時抗告

（ア）即時抗告をすることができる裁判

①　終局決定により権利又は法律上保護される利益を害された者は，その決定に対し，即時抗告をすることができるものとする。

②　申立てを却下した終局決定に対しては，申立人に限り，即時抗告をすることができるものとする。

③　手続費用の負担の裁判に対しては，独立して即時抗告をすることができないものとする。

（イ）即時抗告期間

①　終局決定に対する即時抗告は，２週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし，その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。

②　即時抗告の期間は，即時抗告をする者が裁判の告知を受ける者である場合にあっては，裁判の告知を受けた日から進行するもの

とする。

③　②の期間は，即時抗告をする者が裁判の告知を受ける者でない場合にあっては，申立人（職権で開始した事件においては，裁判を受ける者）が裁判の告知を受けた日（二以上あるときは，当該日のうち最も遅い日）から進行するものとする。

（ウ）即時抗告の提起の方法等

①　即時抗告は，抗告状を原裁判所に提出してしなければならないものとする。

②　抗告状には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ⅰ　当事者及び法定代理人

ⅱ　原決定の表示及びその決定に対して即時抗告をする旨

③　即時抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは，原裁判所は，これを却下しなければならないものとする。

④　③の規律による終局決定に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

⑤　④の即時抗告は，１週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし，その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。

⑥　抗告状が②の規律に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合については，３(1)ア④及び⑤の規律と同様の規律を置くものとする。

（エ）抗告状の写しの送付等

①　終局決定に対する即時抗告があったときは，抗告裁判所は，原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し，抗告状の写しを送付しなければならないものとする。ただし，その即時抗告が不適法であるとき，又は即時抗告に理由がないことが明らかなときは，この限りでないものとする。

②　裁判長は，①の規律により抗告状の写しを送付するための費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において，その予納がないときは，命令で，抗告状を却下しなければならないものとする。

（オ）陳述の聴取

抗告裁判所は，原審における当事者及びその他の裁判を受ける者

（抗告人を除く。）の陳述を聴かなければ，その終局決定を取り消すことができないものとする。

（カ）原裁判所による更正

原裁判所は，終局決定に対する即時抗告を理由があると認めるときは，その決定を更正しなければならないものとする。

（キ）原裁判の執行停止

① 終局決定に対する即時抗告は，特別の定めがある場合を除き，執行停止の効力を有しないものとする。ただし，抗告裁判所又は原裁判所は，申立てにより，担保を立てさせて，又は立てさせないで，即時抗告について裁判があるまで，原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。

② ①ただし書の規律により担保を立てる場合において，供託をするには，担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならないものとする。

③ ②の担保については，民事訴訟法第７６条，第７７条，第７９条及び第８０条の規定と同様の規律を置くものとする。

（ク）即時抗告及び抗告審に関するその他の手続

① 終局決定に対する即時抗告及び抗告審に関する手続については，特別の定めがある場合を除き，第一審裁判所における非訟事件の手続の規律（３(4)エ①ただし書及び３(5)イの規律を除く。）と同様の規律を置くものとする。この場合において，３(4)キ①ⅱに「即時抗告をすることができる決定」とあるのは，「第一審裁判所の終局決定であるとした場合に即時抗告をすることができるもの」とするものとする。

② 民事訴訟法第２８３条，第２８４条，第２９２条，第２９８条第１項，第２９９条第１項，第３０２条，第３０３条及び第３０５条から第３０９条までの規定と同様の規律を置くものとする。

（ケ）再抗告

① 抗告裁判所の終局決定（その決定が第一審裁判所の決定であるとした場合に即時抗告をすることができるものに限る。）に対しては，次に掲げる事由を理由とするときに限り，更に即時抗告をすることができるものとする。ただし，ｖに掲げる事由については，手続行為能力，法定代理権又は手続行為をするのに必要な権限を有するに至った本人，法定代理人又は手続代理人による追認

があったときは，この限りでないものとする。

ⅰ　終局決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること。

ⅱ　法律に従って裁判所を構成しなかったこと。

ⅲ　法律により終局決定に関与することができない裁判官が終局決定に関与したこと。

ⅳ　専属管轄に関する規定に違反したこと。

ⅴ　法定代理権，手続代理人の代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授権を欠いたこと。

ⅵ　終局決定にこの法律又は他の法令で記載すべきものと定められた理由若しくはその要旨を付せず，又は理由若しくはその要旨に食い違いがあること。

ⅶ　終局決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があること。

②　①の即時抗告（以下「再抗告」という。）が係属する抗告裁判所は，抗告状又は抗告理由書に記載された再抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

③　再抗告及び抗告審に関する手続については，民事訴訟法第３１４条第２項，第３１５条，第３１６条，第３２１条第１項，第３２２条，第３２４条，第３２５条第１項前段，第３項後段及び第４項並びに第３２６条の規定と同様の規律を置くものとする。

イ　特別抗告

（ア）特別抗告をすることができる裁判等

①　地方裁判所及び簡易裁判所の終局決定で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の終局決定に対しては，その決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに，最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。

②　①の抗告（以下第１部において「特別抗告」という。）が係属する抗告裁判所は，抗告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

（イ）特別抗告及び抗告審に関するその他の手続

①　特別抗告及び抗告審に関する手続については，アの規律（（ア），（イ）①，（ウ）④及び⑤，（カ）並びに（ケ）の規律を除く。）と同様の規律を置くものとする。

② 民事訴訟法第３１４条第２項，第３１５条，第３１６条，第３２１条第１項，第３２２条，第３２５条第１項前段，第２項，第３項後段及び第４項，第３２６条並びに第３３６条第２項の規定と同様の規律を置くものとする。

ウ 許可抗告

（ア）許可抗告をすることができる裁判等

① 高等裁判所の終局決定（再抗告及び②の申立てについての決定を除く。）に対しては，イ（ア）①の規律による場合のほか，その高等裁判所が②の規律により許可したときに限り，最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。ただし，その決定が地方裁判所の決定であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。

② ①の高等裁判所は，①の終局決定について，最高裁判所の判例（これがない場合にあっては，大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には，申立てにより，抗告を許可しなければならないものとする。

③ ②の申立てにおいては，イ（ア）①に規律する事由を理由とすることはできないものとする。

④ ②の規律による許可があった場合には，①の抗告（以下第１部において「許可抗告」という。）があったものとみなすものとする。

⑤ 許可抗告が係属する抗告裁判所は，②の規律による許可の申立書又は②の申立てに係る理由書に記載の抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

⑥ 許可抗告が係属する抗告裁判所は，終局決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは，原決定を破棄することができるものとする。

（イ）許可抗告及び抗告審に関するその他の手続

① 許可抗告及び抗告審に関する手続については，アの規律（（ア），（イ）①，（ウ）④及び⑤，（カ）並びに（ケ）の規律を除く。）と同様の規律を置くものとする。

② （ア）②の申立てについては民事訴訟法第３１５条及び第３３６条第２項の規定と同様の規律を，（ア）②の規律による許可をする場合については同法第３１８条第３項の規定と同様の規律

を，（ア）②の規律による許可があった場合については同法第３１８条第４項後段，第３２１条第１項，第３２２条，第３２５条第１項前段，第２項，第３項後段及び第４項並びに第３２６条の規定と同様の規律を置くものとする。

(2)　終局決定以外の裁判に対する不服申立て

ア　不服申立ての対象

終局決定以外の裁判に対しては，特別の定めがある場合に限り，即時抗告をすることができるものとする。

イ　受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議

①　受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は，非訟事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。ただし，その裁判が非訟事件が係属している裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。

②　①の異議の申立てについての裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

ウ　即時抗告期間

終局決定以外の裁判に対する即時抗告は，一週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし，その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。

エ　終局決定以外の裁判に対する不服申立てに関するその他の手続

裁判所，裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する不服申立てについては，(1)の規律（ア（ア）①及び②，（イ）①，（エ）並びに（オ）の規律を除く。）と同様の規律を置くものとする。

５　再審

(1)　再審

①　確定した終局決定その他の裁判（事件を完結するものに限る。④において同じ。）に対しては，再審の申立てをすることができるものとする。

②　①の再審の申立て及びこれに関する手続については，民事訴訟法第４編の規定（同法第３４９条の規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

③　②において規律する民事訴訟法第３４６条第１項の規定と同様の規律による再審開始の決定に対する即時抗告は，執行停止の効力を有するものとする。

④　②において規律する民事訴訟法第３４８条第２項の規定と同様の規律により終局決定その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しては，当該終局決定その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り，即時抗告をすることができるものとする。

(2)　執行停止の裁判

①　裁判所は，(1)①の再審の申立てがあった場合において，不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ，事実上の点につき疎明があり，かつ，執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは，申立てにより，担保を立てさせて，若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ，又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができるものとする。

②　①の規律による申立てについての裁判に対しては，不服を申し立てることができないものとする。

③　①の規律により担保を立てる場合における供託及び担保については，４(1)ア（キ）②及び③の規律と同様の規律を置くものとする。

６　その他

外国人に関する非訟事件手続についての現行非訟事件手続法第３３条ノ３の規定に相当する規律は、置かないものとする。

第２　民事非訟事件

１　裁判上の代位に関する事件

(1)　裁判上の代位の許可の申立て

債権者は，自己の債権の期限前に債務者の権利を行使しなければ，その債権を保全することができないとき，又はその債権を保全するのに困難を生ずるおそれがあるときは，民法第４２３条第２項の規定による裁判上の代位の許可を申し立てることができるものとする。

(2)　管轄裁判所

(1)の規律による申立てに係る事件は，債務者の普通裁判籍（民事訴訟法第４条第２項から第６項までに規定する普通裁判籍をいう。）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとする。

(3)　申立書の記載事項

①　(1)の許可の申立書には，第１の３(1)ア②に掲げるもののほか，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ⅰ　債務者及び裁判上の代位により行使しようとする権利の義務者

ⅱ　申立人が保全しようとする債権及び裁判上の代位により行使しよ

うとする権利の表示

② ①の申立書に①に掲げる事項が記載されていない場合については，第１の３(1)ア④前段，⑤及び⑥の規律と同様の規律を置くものとする。

(4) 代位の許可等

① 裁判所は，(1)の規律による申立てを理由があると認めるときは，担保を立てさせて，又は立てさせないで，裁判上の代位を許可することができるものとする。

② ①の規律による許可の裁判は，債務者に告知しなければならないものとする。

③ ②の規律による告知を受けた債務者は，その代位に係る権利の処分をすることができないものとする。

④ ①の規律により担保を立てる場合における供託及び担保については，第１の４(1)ア（キ）②及び③の規律と同様の規律を置くものとする。

(5) 即時抗告

(4)①の規律による許可の裁判に対しては，債務者に限り，即時抗告をすることができるものとする。

(6) 手続費用の負担の特則

(2)の事件の手続費用については，申立人及び債務者を当事者とみなして，民事訴訟法第６１条の規定と同様の規律を置くものとする。

(7) 手続の公開等

第１の２(7)ア及びサの規律は，(2)の事件の手続には，適用しないものとする。

２ 保存，供託等に関する事件

(1) 共有物分割の証書の保存者の指定

① 民法第２６２条第３項後段の規定による証書の保存者の指定の事件は，共有物の分割がされた地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとする。

② 裁判所は，①の指定の裁判をするには，分割者（申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

③ 裁判所が②の裁判をする場合における手続費用は，分割者の全員が等しい割合で負担するものとする。

(2) 動産質権の実行の許可

① 民法第３５４条の規定による質物をもって直ちに弁済に充てること

の許可の申立てに係る事件は，債務の履行地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとする。

② 裁判所は，①の許可の裁判をするには，債務者の陳述を聴かなければならないものとする。

③ 裁判所が②の裁判をする場合における手続費用は，債務者の負担とするものとする。

(3) 供託所の指定及び供託物の保管者の選任等

① 民法第４９５条第２項の供託所の指定及び供託物の保管者の選任の事件は，債務の履行地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとする。

② 裁判所は，①の指定及び選任の裁判をするには，債権者の陳述を聴かなければならないものとする。

③ 裁判所は，②の規律により選任した保管者を改任することができるものとする。この場合においては，債権者及び弁済者の陳述を聴かなければならないものとする。

④ 裁判所が②の裁判又は③の規律による改任の裁判をする場合における手続費用は，債権者の負担とするものとする。

⑤ ②の規律により選任し，又は③の規律により改任した保管者については，民法第６５８条第１項，第６５９条から第６６１条まで及び第６６４条の規定と同様の規律を置くものとする。

(4) 競売代価の供託の許可

民法第４９７条の裁判所の許可の事件については，(3)①，②及び④の規律と同様の規律を置くものとする。

(5) 買戻権の消滅に係る鑑定人の選任

① 民法第５８２条の規定による鑑定人の選任の事件は，不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとする。

② 裁判所が①の鑑定人の選任の裁判をする場合における手続費用は，買主の負担とするものとする。

(6) 検察官の不関与

第１の２(7)サの規律は，２の規律による非訟事件の手続には，適用しないものとする。

(7) 不服申立ての制限

２の規律による指定，許可，選任又は改任の裁判に対しては，不服を申し立てることができないものとする。

第３ その他

現行非訟事件手続法第２編第３章の外国法人及び夫婦財産契約の登記については，所要の規定を整備するものとする。

第２部　家事審判法の見直し

第１　総則

１　通則

（注）第１の規律は，特別の定めのない限り，家事事件に関する手続に適用されることを前提としている。

(1)　裁判所及び当事者の責務

裁判所は，家事事件（家事審判及び家事調停に関する事件をいう。）の手続が公正かつ迅速に行われるように努め，当事者は，信義に従い誠実に家事事件の手続を追行しなければならないものとする。

(2)　最高裁判所規則

この法律に定めるもののほか，家事事件の手続に関し必要な事項は，最高裁判所規則で定めるものとする。

２　管轄

(1)　管轄が住所地により定まる場合の管轄権を有する家庭裁判所

家事事件の管轄が人の住所地により定まる場合において，日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは，その家事事件は，その居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属し，日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときはその最後の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

(2)　優先管轄

二以上の家庭裁判所が管轄権を有するときは，家事事件は，先に申立てを受け，又は職権で手続を開始した家庭裁判所が管轄するものとする。

(3)　管轄裁判所の指定

①　管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは，その裁判所の直近上級の裁判所は，申立てにより又は職権で，管轄裁判所を定めるものとする。

②　裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは，関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は，申立てにより又は職権で，管轄裁判所を定めるものとする。

③　①又は②の規律により管轄裁判所を定める裁判に対しては，不服を申し立てることができないものとする。

(4)　管轄権を有する家庭裁判所の特例

家事事件の管轄が定まらないときは，その家事事件は，審判又は調停を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

(5)　管轄の標準時

裁判所の管轄は，家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めるものとする。

(6)　移送

①　裁判所は，家事事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは，申立てにより又は職権で，これを管轄裁判所に移送するものとする。ただし，家庭裁判所は，事件を処理するために特に必要があると認めるときは，職権で，家事事件の全部又は一部を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に移送し，又は自ら処理することができるものとする。

②　家庭裁判所は，家事事件がその管轄に属する場合においても，次に定める事由があるときは，職権で，家事事件の全部又は一部をそれぞれに掲げる家庭裁判所に移送することができるものとする。

ⅰ　家事事件の手続が遅滞することを避けるため必要があると認めるときその他相当と認めるとき　管轄権を有する他の家庭裁判所（優先管轄の規律により家事事件を管轄しない家庭裁判所を含む。）

ⅱ　事件を処理するために特に必要があると認めるとき　ⅰの家庭裁判所以外の家庭裁判所

③　①又は②の規律による移送の裁判及び①本文の申立てを却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

④　③の規律による移送の裁判に対する即時抗告は，執行停止の効力を有するものとする。

⑤　家事事件の移送の裁判については，民事訴訟法第２２条の規定と同様の規律を置くものとする。

３　裁判所職員の除斥及び忌避

(1)　裁判官の除斥

①　裁判官は，次に掲げる場合には，その職務の執行から除斥されるものとする。ただし，ⅵに掲げる場合にあっては，他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げないものとする。

ⅰ　裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が，事件の当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者（審判（申立てを却下する審判を除く。）がされた場合において，その審判を受ける者となる者をいう。）であるとき，又は事件についてこれらの者と共同権利者，共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

ⅱ　裁判官が当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の四親等内の血族，三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき，又はあったとき。

ⅲ　裁判官が当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の後見人，後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人であるとき。

ⅳ　裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となったとき，又は審問を受けることとなったとき。

ⅴ　裁判官が事件について当事者若しくはその他の審判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき，又はあったとき。

ⅵ　裁判官が事件について仲裁判断に関与し，又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

②　①に規律する除斥の原因があるときは，裁判所は，申立てにより又は職権で，除斥の裁判をするものとする。

(2)　裁判官の忌避

①　裁判官について裁判又は調停の公正を妨げる事情があるときは，当事者は，その裁判官を忌避することができるものとする。

②　当事者は，裁判官の面前において事件について陳述をしたときは，その裁判官を忌避することができないものとする。ただし，忌避の原因があることを知らなかったとき，又は忌避の原因がその後に生じたときは，この限りでないものとする。

(3)　除斥又は忌避の裁判及び手続の停止

①　合議体の構成員である裁判官及び家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が，受託裁判官として職務を行っている簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が，裁判をするものとする。

②　家庭裁判所及び地方裁判所における①の裁判は，合議体でするものとする。

③　裁判官は，その除斥又は忌避についての裁判に関与することができないものとする。

④　除斥又は忌避の申立てがあったときは，その申立てについての裁判が確定するまで家事事件の手続を停止しなければならないものとする。ただし，急速を要する行為については，この限りでないものとする。

⑤　次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をすると

きは，③の規律は，適用しないものとする。

ⅰ　家事事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなとき。

ⅱ　(2)②の規律に違反するとき。

ⅲ　最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

⑥　⑤の裁判は，①及び②の規律にかかわらず，忌避された受命裁判官等（受命裁判官，受託裁判官，調停委員会を組織する裁判官又は家事事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官をいう。(4)③において同じ。）がすることができるものとする。

⑦　⑤の裁判をした場合には，④本文の規律にかかわらず，家事事件の手続は停止しないものとする。

⑧　除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては，不服を申し立てることができないものとする。

⑨　除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

(4)　裁判所書記官の除斥及び忌避

①　裁判所書記官の除斥及び忌避については，(1)，(2)並びに(3)③，⑤，⑧及び⑨の規律と同様の規律を置くものとする。

②　裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあったときは，その裁判所書記官は，その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった家事事件に関与することができないものとする。ただし，(3)⑤に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があったときは，この限りでないものとする。

③　裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は，裁判所書記官の所属する裁判所がするものとする。ただし，②ただし書の裁判は，受命裁判官等（受命裁判官又は受託裁判官にあっては，当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。）がすることができるものとする。

(5)　参与員の除斥及び忌避

①　参与員の除斥及び忌避については，(1)，(2)並びに(3)②，⑧及び⑨の規律と同様の規律を置くものとする。

②　参与員について除斥又は忌避の申立てがあったときは，その参与員は，その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった家事事件に関与することができないものとする。ただし，(3)⑤に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があったときは，こ

の限りでないものとする。

③　参与員の除斥又は忌避についての裁判は，参与員の所属する家庭裁判所がするものとする。ただし，②ただし書の裁判は，受命裁判官（受命裁判官の手続に立ち会う参与員が忌避の申立てを受けたときに限る。）又は家事事件を取り扱う裁判官がすることができるものとする。

(6)　家事調停官の除斥及び忌避

①　家事調停官の除斥及び忌避については，(1)，(2)並びに(3)②から④まで，⑧及び⑨の規律と同様の規律を置くものとする。

②　(3)⑤に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があったときは，家事事件の手続は停止しないものとする。

③　家事調停官の除斥又は忌避についての裁判は，家事調停官の所属する家庭裁判所がするものとする。ただし，②の裁判は，忌避された家事調停官がすることができるものとする。

(7)　家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥

①　家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥については，(1)並びに(3)②，⑧及び⑨（忌避に関する部分を除く。）の規律と同様の規律を置くものとする。

②　家庭裁判所調査官又は家事調停委員について除斥の申立てがあったときは，その家庭裁判所調査官又は家事調停委員は，その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった家事事件に関与することができないものとする。

③　家庭裁判所調査官又は家事調停委員の除斥についての裁判は，家庭裁判所調査官又は家事調停委員の所属する裁判所がするものとする。

４　当事者能力及び手続行為能力

(1)　当事者能力及び手続行為能力の原則等

①　当事者能力，家事事件の手続における手続上の行為（以下「手続行為」という。）をすることができる能力（以下「手続行為能力」という。），手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授権は，特別の定めがある場合を除き，民事訴訟における当事者能力，訴訟能力，訴訟無能力者の法定代理及び訴訟行為をするのに必要な授権に関する民事訴訟法第１編第３章第１節の規定（同法第３０条，第３２条，第３４条第３項及び第３５条から第３７条までの規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

②　被保佐人，被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。③において同じ。）又は後見人その

他の法定代理人が他の者がした家事審判若しくは家事調停の申立て又は抗告について手続行為をするには，保佐人若しくは保佐監督人，補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授権を要しないものとする。職権により手続が開始された場合も，同様とするものとする。

③　被保佐人，被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには，特別の授権がなければならないものとする。ただし，家事調停の申立てその他家事調停の手続の追行について同意その他の授権を得ている場合にあっては，ⅱに掲げる手続行為についてはこの限りでないものとする。

ⅰ　家事審判又は家事調停の申立ての取下げ

ⅱ　調停合意（合意に相当する審判における合意を含む。），調停条項案の受諾又は調停に代わる審判の共同の申出

ⅲ　審判に対する即時抗告，特別抗告，第２の１(2)ア(ウ)a②(抗告許可。第３の４に規律する場合を含む。)の申立て又は合意に相当する審判若しくは調停に代わる審判に対する異議の取下げ

(2)　未成年者及び成年被後見人の法定代理人

親権を行う者又は後見人は，未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても，未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができるものとする。ただし，家事審判及び家事調停の申立ては，民法その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第２条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあっては，同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限るものとする。

(3)　特別代理人

①　裁判長は，未成年者又は成年被後見人について法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において，家事事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは，利害関係人の申立てにより又は職権で，特別代理人を選任することができるものとする。

②　特別代理人の選任の裁判は，疎明に基づいてするものとする。

③　裁判所は，いつでも特別代理人を改任することができるものとする。

④　特別代理人が手続行為をするには，後見人と同一の授権がなければ

ならないものとする。

⑤　①の申立てを却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

(4)　法定代理権の消滅の通知

別表第２に掲げる事項についての審判事件においては，法定代理権の消滅は，本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ，その効力を生じないものとする。家事調停事件においても，同様とするものとする。

(5)　法人の代表者等

法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については，この法律中法定代理及び法定代理人に関する規律と同様の規律を置くものとする。

５　手続代理人及び補佐人

(1)　手続代理人の資格

①　法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか，弁護士でなければ手続代理人となることができないものとする。ただし，家庭裁判所においては，その許可を得て，弁護士でない者を手続代理人とすることができるものとする。

②　①ただし書の許可は，いつでも取り消すことができるものとする。

(2)　裁判長による手続代理人の選任等

①　手続行為につき行為能力の制限を受けた者が手続行為をしようとする場合において，必要があると認めるときは，裁判長は，申立てにより，弁護士を手続代理人に選任することができるものとする。

②　①の者が①の申立てをしない場合においても，裁判長は，弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ，又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができるものとする。

③　①又は②の規律により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し①の者が支払うべき報酬の額は，裁判所が相当と認める額とするものとする。

(3)　手続代理人の代理権の範囲等

①　手続代理人は，委任を受けた事件について，参加，強制執行及び保全処分に関する行為をし，かつ，弁済を受領することができるものとする。

②　手続代理人は，次に掲げる事項については，特別の委任を受けなければならないものとする。ただし，家事調停の申立てその他家事調停

の手続の追行について授権を得ている場合にあっては，ⅱに掲げる手続行為についてはこの限りでないものとする。

ⅰ　家事審判又は家事調停の申立ての取下げ

ⅱ　調停合意（合意に相当する審判における合意を含む。），調停条項案の受諾又は調停に代わる審判の共同の申出

ⅲ　審判に対する即時抗告，特別抗告，第２の１(2)ア(ウ)a②(抗告許可。第３の４に規律する場合を含む。)の申立て，合意に相当する審判に対する異議の申立て若しくは調停に代わる審判に対する異議の申立て又はこれらの取下げ

ⅳ　代理人の選任

③　手続代理人の代理権は，制限することができないものとする。ただし，弁護士でない手続代理人については，この限りでないものとする。

④　①から③までの規律は，法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げないものとする。

(4)　手続代理人の代理権の消滅の通知

手続代理人の代理権の消滅は，家事審判事件（別表第２に掲げる事項についてのものに限る。）及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に，その他の家事事件においては本人又は代理人から裁判所に通知しなければその効力を生じないものとする。

(5)　手続代理人及びその代理権に関するその他の手続

手続代理人及びその代理権については，民事訴訟法第３４条（同条第３項を除く。）及び第５６条から第５８条まで（同条第３項を除く。）の規定と同様の規律を置くものとする。

(6)　補佐人

家事事件の手続における補佐人については，民事訴訟法第６０条の規定と同様の規律を置くものとする。

６　手続費用

(1)　手続費用の負担

ア　手続費用の負担

①　手続費用（家事審判に関する手続の費用（以下「審判費用」という。）及び家事調停に関する手続の費用（以下「調停費用」という。）をいう。）は，各自の負担とするものとする。

②　裁判所は，事情により，①の規律によれば当事者及び利害関係参加人がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を，その負担すべき者以外の者であって次に掲げるものに負担させることができる

ものとする。

ⅰ　当事者又は利害関係参加人

ⅱ　ⅰに掲げる者以外の審判を受ける者となるべき者

ⅲ　ⅱに掲げる者に準ずる者であってその裁判により直接に利益を受けるもの

③　①又は②の規律によれば検察官が負担すべき手続費用は，国庫の負担とするものとする。

イ　手続費用の負担の裁判等

①　裁判所は，事件を完結する裁判において，職権で，その審級における審判費用（調停手続を経ている場合にあっては，調停費用を含む。）の全部について，その負担の裁判をしなければならないものとする。ただし，事情により，事件の一部又は中間の争いに関する裁判において，その費用についての負担の裁判をすることができるものとする。

②　上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には，手続の総費用（調停手続を経ている場合にあっては，調停費用を含む。）について，その負担の裁判をしなければならないものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も，同様とするものとする。

③　調停が成立した場合において，調停費用（審判手続を経ている場合にあっては，審判費用を含む。）の負担について特別の定めをしなかったときは，その費用は，各自が負担するものとする。

④　家事調停をすることができる事件についての訴訟が係属する裁判所が第３の１(2)ウ②又は同(6)ア①の規律により事件を調停に付した場合において，調停が成立し，その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかったときは，その費用は，各自が負担するものとする。

（注）手続費用の強制執行については，所要の手当てをするものとする。

ウ　手続費用の立替え

事実の調査，証拠調べ，呼出し，告知その他の家事事件の手続に必要な行為に要する費用は，国庫において立て替えることができるものとする。

エ　手続費用の負担及び手続費用額の確定手続等

①　手続費用の負担については，民事訴訟法第６９条から第７４条までの規定と同様の規律を置くものとする。

② ①において規律する民事訴訟法第７１条第７項の規定と同様の規律による異議の申立てについての決定に対する即時抗告は，執行停止の効力を有するものとする。

(2) 手続上の救助

① 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては，裁判所は，申立てにより，手続上の救助の裁判をすることができるものとする。ただし，救助を求める者が不当な目的で家事審判又は家事調停の申立てその他の手続行為をしていることが明らかなときは，この限りでないものとする。

② 手続上の救助については，民事訴訟法第８２条第２項及び第８３条から第８６条まで（同法第８３条第１項第３号を除く。）の規定と同様の規律を置くものとする。

7 家事事件の審理等

(1) 手続の非公開

家事事件の手続は，公開しないものとする。ただし，裁判所は，相当と認める者の傍聴を許すことができるものとする。

(2) 期日及び期間

① 家事事件の手続の期日は，職権で，裁判長が指定するものとする。

② ①の期日は，やむを得ない場合に限り，日曜日その他の一般の休日に指定することができるものとする。

③ ①の期日の変更は，顕著な事由がある場合に限り，することができるものとする。

④ ①の期日及び家事事件の手続の期間については，民事訴訟法第９４条から第９７条までの規定と同様の規律を置くものとする。

(3) 手続の併合等

① 裁判所は，家事事件の手続を併合し，又は分離することができるものとする。

② 裁判所は,①の規律による裁判を取り消すことができるものとする。

③ 裁判所は，当事者を異にする家事事件について手続の併合を命じた場合において，その前に尋問をした証人について，尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは，その尋問をしなければならないものとする。

(4) 送達及び手続の中止

家事事件の手続における送達及び家事事件の手続の中止については，

民事訴訟法第９８条から第１１３条まで及び第１３０条から第１３２条まで（同条第１項を除く。）の規定と同様の規律を置くものとする。

(5)　裁判所書記官の処分に対する異議

①　裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては，その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をするものとする。

②　①の裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

８　電子情報処理組織による申立て等

①　家事事件の手続における申立てその他の申述（②において「申立て等」という。）については，民事訴訟法第１３２条の１０第１項から第５項まで（支払督促に関する部分を除く。）の規定と同様の規律を置くものとする。

②　①において規律する民事訴訟法第１３２条の１０第１項本文の規定と同様の規律によりされた申立て等に係る家事事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本，謄本若しくは抄本の交付は，同条第５項の規定と同様の規律による書面をもってするものとするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も，同様とするものとする。

第２　家事審判に関する手続

１　総則

(1)　家事審判の手続

ア　通則

（ア）審判事項

家庭裁判所は，別表第１及び別表第２に掲げる事項並びに第２において規律する事項について，審判を行うものとする。

（イ）参与員

①　家庭裁判所は，参与員の意見を聴いて，審判をするものとする。ただし，家庭裁判所が相当と認めるときは，その意見を聴かないで，審判をすることができるものとする。

②　家庭裁判所は，参与員を家事審判の手続の期日に立ち会わせることができるものとする。

③　参与員は，家庭裁判所の許可を得て，①の意見を述べるために，申立人が提出した資料の内容について，申立人から説明を聴くことができるものとする。ただし，別表第２に掲げる事項についての審判事件においては，この限りでないものとする。

④　参与員の員数は，各事件について一人以上とするものとする。

⑤　参与員は，毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から，

各事件について家庭裁判所が指定するものとする。

⑥　⑤の規律により選任される者の資格，員数その他⑤の規律による選任に関し必要な事項は,最高裁判所規則で定めるものとする。

⑦　参与員には，最高裁判所規則の定める旅費，日当及び宿泊料を支給するものとする。

（ウ）当事者参加

①　当事者となる資格を有する者は，当事者として家事審判の手続に参加することができるものとする。

②　家庭裁判所は，相当と認めるときは，当事者の申立てにより又は職権で，他の当事者となる資格を有する者（審判を受ける者となるべき者に限る。）を，当事者として家事審判の手続に参加させることができるものとする。

③　①の規律による参加の申出及び②の申立ては，参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならないものとする。

④　①の規律による参加の申出を却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

（エ）利害関係参加

①　審判を受ける者となるべき者は，家事審判の手続に参加することができるものとする。

②　審判を受ける者となるべき者以外の者であって，審判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは，家庭裁判所の許可を得て，家事審判の手続に参加することができるものとする。

③　家庭裁判所は，相当と認めるときは，職権で，審判を受ける者となるべき者及び②に規律する者を，家事審判の手続に参加させることができるものとする。

④　①の規律による参加の申出及び②の規律による参加の許可の申立てについて，（ウ）③の規律と同様の規律を置くものとする。

⑤　家庭裁判所は，①又は②の規律により家事審判の手続に参加しようとする者が未成年者である場合において，その者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者が当該家事審判の手続に参加することがその者の利益を害すると認めるときは，①の規律による参加の申出又は②の規律による参加の許可の申立てを却下しなければならないものとする。

⑥　①の規律による参加の申出を却下する裁判（⑤の規律により①

の規律による参加の申出を却下する裁判を含む。）に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

⑦　①から③までの規律により家事審判の手続に参加した者（以下「利害関係参加人」という。）は，当事者がすることができる手続行為（家事審判の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。）をすることができるものとする。ただし，裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては，利害関係参加人が不服申立て又は異議に関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限るものとする。

（オ）手続からの排除

①　家庭裁判所は，当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を家事審判の手続から排除することができるものとする。

②　①の規律による排除の裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

（カ）法令により手続を続行すべき者による受継

①　当事者が死亡，資格の喪失その他の事由によって家事審判の手続を続行することができない場合には，法令により手続を続行する資格のある者が，その手続を受け継がなければならないものとする。

②　①の規律により受継の申立てをした者は，その申立てを却下する裁判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

③　①の場合には，家庭裁判所は，他の当事者の申立てにより又は職権で，法令により手続を続行する資格のある者に家事審判の手続を受け継がせることができるものとする。

（キ）他の申立権者による受継

①　家事審判の申立人が死亡，資格の喪失その他の事由によってその手続を続行することができない場合において，法令により手続を続行する資格のある者がないときは，当該家事審判の申立てをすることができる者は，その手続を受け継ぐことができるものとする。

②　家庭裁判所は，①の場合において，必要があると認めるときは，職権で，当該家事審判の申立てをすることができる者に，その手続を受け継がせることができるものとする。

③　①の規律による受継の申立て及び②の規律による受継の裁判は，①の事由の生じた日から１月以内にしなければならないものとする。

（ク）調書の作成等

裁判所書記官は，家事審判の手続の期日について，調書を作成しなければならないものとする。ただし，証拠調べの期日以外の期日については，裁判長においてその必要がないと認めるときは，その経過の要領を記録上明らかにすることをもって，これに代えることができるものとする。

（ケ）記録の閲覧等

①　当事者又は利害関係を疎明した第三者は，家庭裁判所の許可を得て，裁判所書記官に対し，家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写，その正本，謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（以下「記録の閲覧等」という。）を請求することができるものとする。

②　①の規律は，家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては，適用しないものとする。この場合において，当事者又は利害関係を疎明した第三者は，家庭裁判所の許可を得て，裁判所書記官に対し，これらの物の複製を請求することができるものとする。

③　家庭裁判所は，当事者から①又は②の規律による許可の申立てがあった場合には，これを許可しなければならないものとする。

④　家庭裁判所は，事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ，当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穏を害するおそれ，又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより，その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ，若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは，③の規律にかかわらず，③の申立てを許可しないことができるものとする。事件の性質，審理の状況，記録の内容等に照らして当該当事者に③の申立てを許可することを不適当とする特別の事情があると認められるときも，同様とするものとする。

⑤　家庭裁判所は，利害関係を疎明した第三者から①又は②の規律による許可の申立てがあった場合においては，相当と認めるとき

は，これを許可することができるものとする。

⑥　審判書その他の裁判書の正本，謄本若しくは抄本又は家事審判事件に関する事項の証明書については，当事者は，①の規律にかかわらず，家庭裁判所の許可を得ずに，裁判所書記官に対し，その交付を請求することができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も，同様とするものとする。

⑦　家事審判事件の記録の閲覧，謄写及び複製の請求は，家事審判事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは，することができないものとする。

⑧　③の申立てを却下した裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

⑨　⑧の規律による即時抗告が家事審判の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは，原裁判所は，その即時抗告を却下しなければならないものとする。

⑩　⑨の規律による裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

（コ）検察官に対する通知

裁判所その他の官庁，検察官及び吏員は，その職務上検察官の申立てによって審判をすべき場合が生じたことを知ったときは，管轄権を有する家庭裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならないものとする。

イ　家事審判の申立て

（ア）申立ての方式等

①　家事審判の申立ては，申立書（以下「家事審判の申立書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならないものとする。

②　家事審判の申立書には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ⅰ　当事者及び法定代理人

ⅱ　申立ての趣旨及び理由

③　申立人は，二以上の事項について審判を求める場合において，これらの事項についての家事審判の手続が同種であり，これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは，一の申立てにより求めることができるものとする。

④　家事審判の申立書が②の規律に違反する場合には，裁判長は，相当の期間を定め，その期間内に不備を補正すべきことを命じな

ければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い家事審判の申立ての手数料を納付しない場合も，同様とするものとする。

⑤　④の場合において，申立人が不備を補正しないときは，裁判長は，命令で，家事審判の申立書を却下しなければならないものとする。

⑥　⑤の命令に対しては,即時抗告をすることができるものとする。

（イ）申立ての変更

①　申立人は，申立ての基礎に変更がない限り，申立ての趣旨又は理由を変更することができるものとする。ただし，カ（カ）①（２（11）ア④において規律する場合を含む。）の規律により審理を終結した場合は，この限りでないものとする。

②　申立ての趣旨又は理由の変更は，期日でする場合を除き，書面でしなければならないものとする。

③　家庭裁判所は，申立ての趣旨又は理由の変更が不適法であるときは，その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。

④　申立ての趣旨又は理由の変更により家事審判の手続が著しく遅滞することとなるときは，家庭裁判所は，その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。

ウ　家事審判の手続の期日

（ア）事件の関係人の呼出し

①　家庭裁判所は，期日に事件の関係人を呼び出すことができるものとする。

②　呼出しを受けた事件の関係人は，家事審判の手続の期日に出頭しなければならないものとする。ただし，やむを得ない事由があるときは，代理人を出頭させることができるものとする。

③　①の規律による呼出しを受けた者が正当な理由なく出頭しないときは，家庭裁判所は，５万円以下の過料に処するものとする。

（イ）裁判長の手続指揮権

①　家事審判の手続の期日においては，裁判長が手続を指揮するものとする。

②　裁判長は，発言を許し，又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。

③　当事者が家事審判の手続の期日における裁判長の指揮に関する

命令に対し異議を述べたときは，家庭裁判所は，その異議について裁判をするものとする。

（ウ）受命裁判官による手続

① 家庭裁判所は，受命裁判官に家事審判の手続の期日における手続を行わせることができるものとする。ただし，事実の調査及び証拠調べについては，エ（カ）③の規律又はエ(ケ)①において規律する民事訴訟法第２編第４章第１節から第６節までの規定と同様の規律により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限るものとする。

② ①の場合においては，家庭裁判所及び裁判長の職務は，その裁判官が行うものとする。

（エ）音声の送受信による通話の方法による手続

① 家庭裁判所は，当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは，当事者の意見を聴いて，最高裁判所規則で定めるところにより，家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって，家事審判の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

② 家事審判の手続の期日に出頭しないで①の手続に関与した者は，その期日に出頭したものとみなすものとする。

（オ）通訳人の立会い等その他の措置

家事審判の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第１５４条の規定と同様の規律を，家事審判事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者，利害関係参加人，代理人及び補佐人に対する措置については同法第１５５条の規定と同様の規律を置くものとする。

エ 事実の調査及び証拠調べ

（ア）事実の調査及び証拠調べ等

① 家庭裁判所は，職権で事実の調査をし，かつ，申立てにより又は職権で，必要と認める証拠調べをしなければならないものとする。

② 当事者は，適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため，事実の調査及び証拠調べに協力するものとするものとする。

（イ）疎明

疎明は，即時に取り調べることができる資料によってしなければ

ならないものとする。

（ウ）家庭裁判所調査官による事実の調査

① 家庭裁判所は，家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとする。

② 急迫の事情があるときは，裁判長が，家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとする。

③ 家庭裁判所調査官は，事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとするものとする。

④ 家庭裁判所調査官は，③の規律による報告に意見を付することができるものとする。

（エ）家庭裁判所調査官の期日への立会い等

① 家庭裁判所は，必要があると認めるときは，家事審判の手続の期日に家庭裁判所調査官を立ち会わせることができるものとする。

② 家庭裁判所は，必要があると認めるときは，①の規律により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができるものとする。

③ 家庭裁判所は，家事審判事件の処理に関し，事件の関係人の家庭環境その他の環境の調整を行うために必要があると認めるときは，家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができるものとする。

④ 急迫の事情があるときは，裁判長が，③の措置をとらせることができるものとする。

（オ）裁判所技官による診断等

① 家庭裁判所は，必要があると認めるときは，医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができるものとする。

② ①の診断については（ウ）②から④までの規律と同様の規律を，裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述については（エ）①及び②の規律と同様の規律を置くものとする。

（カ）事実の調査の嘱託等

① 家庭裁判所は，他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができるものとする。

② ①に規律する嘱託により職務を行う受託裁判官は，他の家庭裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認め

るときは,更に事実の調査の嘱託をすることができるものとする。

③　家庭裁判所は，相当と認めるときは，受命裁判官に事実の調査をさせることができるものとする。

④　①から③までの規律により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には，家庭裁判所及び裁判長の職務は，その裁判官が行うものとする。

（キ）調査の嘱託等

家庭裁判所は，必要な調査を官庁，公署その他適当であると認める者に嘱託し，又は銀行，信託会社，関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金，信託財産，収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができるものとする。

（ク）事実の調査の通知

家庭裁判所は，事実の調査をした場合において，その結果が当事者による家事審判の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは，これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

（ケ）証拠調べ

①　家事審判の手続における証拠調べについては，民事訴訟法第２編第４章第１節から第６節までの規定（同法第１７９条，第１８２条，第１８７条から第１８９条まで，第２０７条第２項，第２０８条，第２２４条（同法第２２９条第２項及び第２３２条第１項において準用する場合を含む。）及び第２２９条第４項の規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

②　①において規律する民事訴訟法の規定と同様の規律による即時抗告は，執行停止の効力を有するものとする。

③　当事者が次のいずれかに該当するときは，家庭裁判所は，２０万円以下の過料に処するものとする。

ⅰ　①において規律する民事訴訟法第２２３条第１項（同法第２３１条において準用する場合を含む。）の規定と同様の規律による提出命令に従わないとき，又は正当な理由なく同法第２３２条第１項において準用する同法第２２３条第１項の規定と同様の規律による提示命令に従わないとき。

ⅱ　書証を妨げる目的で①において規律する民事訴訟法第２２０条（同法第２３１条において準用する場合を含む。）の規定と同様の規律により提出の義務がある文書（同法第２３１条の規

定による文書に準ずる物件を含む。）を滅失させ，その他これを使用することができないようにしたとき，又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ，その他これを使用することができないようにしたとき。

④　当事者が次のいずれかに該当するときは，家庭裁判所は，１０万円以下の過料に処するものとする。

ⅰ　正当な理由なく①において規律する民事訴訟法第２２９条第２項（同法第２３１条において準用する場合を含む。）において準用する同法第２２３条第１項の規定と同様の規律による提出命令に従わないとき。

ⅱ　対照の用に供することを妨げる目的で対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件を滅失させ，その他これを使用することができないようにしたとき。

ⅲ　①において規律する民事訴訟法第２２９条第３項（同法第２３１条において準用する場合を含む。）の規定と同様の規律による命令に正当な理由なく従わないとき，又は当該命令に係る対照の用に供すべき文字を書体を変えて筆記したとき。

⑤　家庭裁判所は，当事者本人を尋問する場合には，その当事者に対し，期日に出頭することを命ずることができるものとする。

⑥　⑤の規律により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合については民事訴訟法第１９２条から第１９４条までの規定と同様の規律を，出頭した当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合については同法第２０９条第１項及び第２項の規定と同様の規律を置くものとする。

オ　家事審判の手続における子の意思の把握等

家庭裁判所は，親子，親権又は未成年後見に関する家事審判その他未成年者である子（未成年被後見人を含む。）がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては，子の陳述の聴取，家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により，子の意思を把握するように努め，審判をするに当たり，子の年齢及び発達の程度に応じて，その意思を考慮しなければならないものとする。

カ　家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則

（ア）合意管轄

①　別表第２に掲げる事項についての審判事件は，この法律により定める家庭裁判所のほか，当事者が合意で定める家庭裁判所の管

轄に属するものとする。

② ①の合意については，民事訴訟法第１１条第２項及び第３項の規定と同様の規律を置くものとする。

（イ）家事審判の申立書の写しの送付等

① 別表第２に掲げる事項についての家事審判の申立てがあった場合には，家庭裁判所は，その申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き，家事審判の申立書の写しを相手方に送付しなければならないものとする。ただし，家事審判の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは，家事審判の申立てがあったことを通知することをもって，家事審判の申立書の写しの送付に代えることができるものとする。

② ①の規律による家事審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合については，イ（ア）④から⑥までの規律と同様の規律を置くものとする。

③ 裁判長は，①の規律による家事審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において，その予納がないときは，命令で，家事審判の申立書を却下しなければならないものとする。

④ ③の命令に対しては,即時抗告をすることができるものとする。

（ウ）陳述の聴取

① 家庭裁判所は，別表第２に掲げる事項についての家事審判の手続においては，申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き，当事者の陳述を聴かなければならないものとする。

② ①の規律による陳述の聴取は，当事者の申出がある場合には，審問の期日においてしなければならないものとする。

（エ）審問の期日

別表第２に掲げる事項についての家事審判の手続においては，家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは，他の当事者は，当該期日に立ち会うことができるものとする。ただし，当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは，この限りでないものとする。

（オ）事実の調査の通知

家庭裁判所は，別表第２に掲げる事項についての家事審判の手続において，事実の調査をしたときは，特に必要がないと認める場合を除き，その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

（カ）審理の終結

① 家庭裁判所は，別表第２に掲げる事項についての家事審判の手続においては，申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き，相当の猶予期間を置いて，審理を終結する日を定めなければならないものとする。ただし，当事者双方が立ち会うことができる期日においては，直ちに審理を終結する旨を宣言することができるものとする。

② 家庭裁判所は，①の規律により終結した審理の再開を命ずることができるものとする。

（キ）審判日

① 家庭裁判所は，（カ）①の規律により審理を終結したときは，審判をする日を定めなければならないものとする。

② 家庭裁判所は，①の規律による定めを取り消すことができるものとする。

キ 審判等

（ア）審判

① 家庭裁判所は，家事審判事件が裁判をするのに熟したときは，審判をするものとする。

② 家庭裁判所は，家事審判事件の一部が裁判をするのに熟したときは，その一部について審判をすることができるものとする。手続の併合を命じた数個の家事審判事件中その一が裁判をするのに熟したときも，同様とするものとする。

（イ）審判の告知及び効力の発生等

① 審判は，特別の定めがある場合を除き，当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審判を受ける者に対し，相当と認める方法で告知しなければならないものとする。

② 審判（申立てを却下する審判を除く。）は，特別の定めがある場合を除き，審判を受ける者（審判を受ける者が数人あるときは，その一人）に告知することによって，その効力を生ずるものとする。ただし，即時抗告をすることができる審判は，確定しなければその効力を生じないものとする。

③　申立てを却下する審判は，申立人に告知することによって，その効力を生ずるものとする。

④　審判は，即時抗告の期間の満了前には確定しないものとするものとする。

⑤　審判の確定は，④の期間内にした即時抗告の提起により，遮断されるものとする。

（ウ）審判の執行力

金銭の支払，物の引渡し，登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は，執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとする。

（エ）審判の方式及び審判書

①　審判は，審判書を作成してしなければならないものとする。ただし，即時抗告をすることができない審判については，家事審判の申立書又は調書に主文を記載することをもって，審判書の作成に代えることができるものとする。

②　審判書には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ⅰ　主文

ⅱ　理由の要旨

ⅲ　当事者及び法定代理人

ⅳ　裁判所

（オ）更正決定

①　審判に計算違い，誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは，家庭裁判所は，申立てにより又は職権で，いつでも更正決定をすることができるものとする。

②　更正決定は,裁判書を作成してしなければならないものとする。

③　更正決定に対しては，更正後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者に限り，即時抗告をすることができるものとする。

④　①の申立てを不適法として却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

⑤　審判に対し適法な即時抗告があったときは，③及び④の即時抗告は，することができないものとする。

（カ）審判に関するその他の手続

審判については，民事訴訟法第２４７条，第２５６条第１項及び第２５８条（同条第２項後段を除く。）の規定と同様の規律を置く

ものとする。

（キ）審判の取消し又は変更

① 家庭裁判所は，審判をした後，その審判を不当と認めるときは，次に掲げる審判を除き，職権で，これを取り消し，又は変更することができるものとする。

ⅰ 申立てによってのみ審判をすべき場合において申立てを却下した審判

ⅱ 即時抗告をすることができる審判

② 審判が確定した日から５年を経過したときは，家庭裁判所は，①の規律による取消し又は変更をすることができないものとする。ただし，事情の変更によりその審判が不当であると認めるに至ったときは，この限りでないものとする。

③ 家庭裁判所は，①の規律により審判の取消し又は変更をする場合には，その審判における当事者及びその他の審判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。

④ ①の規律による取消し又は変更の審判に対しては，取消し後又は変更後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者に限り，即時抗告をすることができるものとする。

（ク）中間決定

① 家庭裁判所は，審判の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて，裁判をするのに熟したときは，中間決定をすることができるものとする。

② 中間決定は，裁判書を作成してしなければならないものとする。

（ケ）審判以外の裁判

① 家庭裁判所は，家事審判の手続においては，審判をする場合を除き，決定で裁判をするものとする。この場合には，（ア）から（キ）まで（（イ）②のただし書，（エ）①及び（キ）③を除く。）の規律と同様の規律を置くものとする。

② 家事審判の手続の指揮に関する裁判は，いつでも取り消すことができるものとする。

③ 審判以外の裁判は，判事補が単独ですることができるものとする。

ク 取下げによる事件の終了

（ア）家事審判の申立ての取下げ

① 家事審判の申立ては，特別の定めがある場合を除き，審判があ

るまで,その全部又は一部を取り下げることができるものとする。

② 別表第２に掲げる事項についての家事審判の申立ては，審判が確定するまで，その全部又は一部を取り下げることができるものとする。ただし，申立ての取下げは，審判がされた後にあっては，相手方の同意を得なければ，その効力を生じないものとする。

③ ②ただし書及び２（6）エ（２（13）オにおいて同様とする場合を含む。（イ）において同じ。）の規律により申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合においては，家庭裁判所は，相手方に対し，申立ての取下げがあった旨を通知しなければならないものとする。ただし，申立ての取下げが家事審判の手続の期日において口頭でされた場合において，相手方がその期日に出頭したときは，この限りでないものとする。

④ ③本文の規律による通知を受けた日から２週間以内に相手方が異議を述べないときは，申立ての取下げに同意したものとみなすものとする。③ただし書の規律による場合において，申立ての取下げがあった日から２週間以内に相手方が異議を述べないときも，同様とするものとする。

⑤ 家事審判の申立ての取下げについては，民事訴訟法第２６１条第３項及び第２６２条第１項の規定と同様の規律を置くものとする。

（イ）家事審判の申立ての取下げの擬制

家事審判の申立人（２（6）エの規律により申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合にあっては，当事者双方）が，連続して２回，呼出しを受けた家事審判の手続の期日に出頭せず，又は呼出しを受けた家事審判の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは，申立ての取下げがあったものとみなすことができるものとする。

(2) 不服申立て

ア 審判に対する不服申立て

（ア）即時抗告

a 即時抗告をすることができる審判

① 審判に対しては，特別の定めがある場合に限り，即時抗告をすることができるものとする。

② 手続費用の負担の裁判に対しては，独立して即時抗告をすることができないものとする。

b　即時抗告期間

①　審判に対する即時抗告は，特別の定めがある場合を除き，２週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし，その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。

②　即時抗告の期間は，特別の定めがある場合を除き，即時抗告をする者が，審判の告知を受ける者である場合にあってはその者が審判の告知を受けた日から，審判の告知を受ける者でない場合にあっては申立人が審判の告知を受けた日（二以上あるときは，当該日のうち最も遅い日）から，それぞれ進行するものとする。

c　即時抗告の提起の方法等

①　即時抗告は，抗告状を原裁判所に提出してしなければならないものとする。

②　抗告状には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ⅰ　当事者及び法定代理人

ⅱ　原審判の表示及びその審判に対して即時抗告をする旨

③　即時抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは，原裁判所は，これを却下しなければならないものとする。

④　③の規律による審判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

⑤　④の即時抗告は，１週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし，その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。

⑥　抗告状が②の規律に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合については，１(1)イ（ア）④及び⑤の規律と同様の規律を置くものとする。

d　抗告状の写しの送付等

①　審判に対する即時抗告があった場合には，抗告裁判所は，その即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなときを除き，原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し，抗告状の写しを送付しなければならないものとする。ただし，抗告審における手続の円滑な進

行を妨げるおそれがあると認められる場合には，即時抗告があったことを通知することをもって，抗告状の写しの送付に代えることができるものとする。

② 裁判長は，①の規律による抗告状の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において，その予納がないときは，命令で，抗告状を却下しなければならないものとする。

e 陳述の聴取

① 抗告裁判所は，原審における当事者及びその他の審判を受ける者（抗告人を除く。）の陳述を聴かなければ，その審判を取り消すことができないものとする。

② 別表第２に掲げる事項についての審判事件においては，抗告裁判所は，即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなときを除き，原審における当事者（抗告人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

f 原裁判所による更正

原裁判所は，審判に対する即時抗告を理由があると認めるときは，その審判を更正しなければならないものとする。ただし，別表第２に掲げる事項についての審判については，更正することができないものとする。

g 抗告裁判所による裁判

① 抗告裁判所は，即時抗告について決定で裁判をするものとする。

② 抗告裁判所は，即時抗告を理由があると認める場合には，家事審判事件について自ら審判に代わる裁判をしなければならないものとする。ただし，ｉ③において規律する民事訴訟法第３０７条本文又は第３０８条第１項の規定と同様の規律により事件を第一審裁判所に差し戻すときは，この限りでないものとする。

h 原審の管轄違いの場合の取扱い

① 抗告裁判所は，家事審判事件（別表第２に掲げる事項についての審判事件を除く。）の全部又は一部が原裁判所の管轄に属しないと認める場合には，原審判を取り消さなければならないものとする。ただし，原審における審理の経過，事件の性質，抗告の理由等に照らして原審判を取り消さないこと

を相当とする特別の事情があると認めるときは，この限りでないものとする。

② 抗告裁判所は，事件が管轄違いであることを理由として原審判を取り消すときは，事件を管轄権を有する家庭裁判所に移送しなければならないものとする。

i 即時抗告及び抗告審に関するその他の手続

① 審判に対する即時抗告及び抗告審に関する手続については，特別の定めがある場合を除き，(1)（キ（エ）①ただし書及びク（イ）を除く。）及び(4)並びに２の規律と同様の規律を置くものとする。この場合において，キ（キ）①ｉに「即時抗告をすることができる審判」とあるのは，「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができる審判に代わる裁判」とするものとする。

② ｄ①の規律により抗告状の写しの送付又はこれに代わる即時抗告があったことの通知をすることを要しない場合には，①の規律にかかわらず，(1)カ（カ）①及び同（キ）①の規律と同様の規律は，置かないものとする。

③ 審判に対する即時抗告及び抗告審に関する手続については，民事訴訟法第２８３条，第２８４条，第２９２条，第２９８条第１項，第２９９条第１項，第３０２条，第３０３条及び第３０５条から第３０８条までの規定と同様の規律を置くものとする。

（イ）特別抗告

a 特別抗告をすることができる裁判等

① 家庭裁判所の審判で不服を申し立てることができないもの及び高等裁判所の決定（家事審判事件についてのものに限る。）に対しては，その裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに，最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。

② ①の抗告（以下「特別抗告」という。）が係属する抗告裁判所は，抗告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

b 原裁判の執行停止

① 特別抗告は，執行停止の効力を有しないものとする。ただし，ａ②の抗告裁判所又は原裁判をした裁判所は，申立てにより，

担保を立てさせて，又は立てさせないで，特別抗告について裁判があるまで，原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。

② ①ただし書の規律により担保を立てる場合において，供託をするには，担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならないものとする。

③ ②の担保については，民事訴訟法第７６条，第７７条，第７９条及び第８０条の規定と同様の規律を置くものとする。

c 特別抗告及び抗告審に関するその他の手続

① 特別抗告及び抗告審に関する手続については，（ア） b②，c （④及び⑤を除く。），d，e，g①及びｉの規律と同様の規律を置くものとする。

② 特別抗告及び抗告審に関する手続については，民事訴訟法第３１４条第２項，第３１５条，第３１６条，第３２１条第１項，第３２２条，第３２５条第１項前段，第２項，第３項後段及び第４項，第３２６条並びに第３３６条第２項の規定と同様の規律を置くものとする。

（ウ）許可抗告

a 許可抗告をすることができる裁判等

① 高等裁判所の決定（家事審判事件についてのものに限る。②の申立てについての裁判を除く。）に対しては，（イ） a①の規律による場合のほか，その高等裁判所が②の規律により許可したときに限り，最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。ただし，その決定が家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。

② ①の高等裁判所は，①の決定について，最高裁判所の判例（これがない場合にあっては，大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には，申立てにより，抗告を許可しなければならないものとする。

③ ②の申立てにおいては，（イ） a①に規律する事由を理由とすることはできないものとする。

④　②の規定による許可があった場合には，①の抗告（以下「許可抗告」という。）があったものとみなすものとする。

⑤　許可抗告が係属する抗告裁判所は，②の規律による許可の申立書又は②の申立てに係る理由書に記載の抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

⑥　許可抗告が係属する抗告裁判所は，裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは，原決定を破棄することができるものとする。

ｂ　許可抗告及び抗告審に関するその他の手続

①　許可抗告及び抗告審に関する手続については，（ア）ｂ②，ｃ（④及び⑤を除く。），ｄ，ｅ，ｇ①及びｉ並びに（イ）ｂの規律と同様の規律を置くものとする。

②　ａ②の申立てについては民事訴訟法第３１５条及び第３３６条第２項の規定と同様の規律を，ａ②の規律による許可をする場合については同法第３１８条第３項の規定と同様の規律を，ａ②の規律による許可があった場合については同法第３１８条第４項後段，第３２１条第１項，第３２２条，第３２５条第１項前段，第２項，第３項後段及び第４項並びに第３２６条の規定と同様の規律を置くものとする。

イ　審判以外の裁判に対する不服申立て

（ア）不服申立ての対象

審判以外の裁判に対しては，特別の定めがある場合に限り，即時抗告をすることができるものとする。

（イ）受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議

①　受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は，家事審判事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。ただし，その裁判が家庭裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。

②　①の異議の申立てについての裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

（ウ）即時抗告期間等

①　審判以外の裁判に対する即時抗告は，１週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし，その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。

② ①の即時抗告は，特別の定めがある場合を除き，執行停止の効力を有しないものとする。ただし，抗告裁判所又は原裁判所は，申立てにより，担保を立てさせて，又は立てさせないで，即時抗告について裁判があるまで，原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。

③ ②ただし書の規律により担保を立てる場合における供託及び担保については，ア（イ）ｂ②及び③の規律と同様の規律を置くものとする。

ウ 審判以外の裁判に対する不服申立てに関するその他の手続

裁判所，裁判官又は裁判長がした審判以外に裁判に対する不服申立てについては，アの規律（(ア）ａ①，ｂ①，ｄ及びｅの規律を除く。）と同様の規律を置くものとする。

(3) 再審

ア 再審

① 確定した審判その他の裁判（事件を完結するものに限る。④において同じ。）に対しては，再審の申立てをすることができるものとする。

② ①の再審の申立て及びこれに関する手続については，民事訴訟法第４編の規定（同法第３４９条の規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

③ ②において規律する民事訴訟法第３４６条第１項の規定と同様の規律による再審開始の決定に対する即時抗告は，執行停止の効力を有するものとする。

④ ②において規律する民事訴訟法第３４８条第２項の規定と同様の規律により確定した審判その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しては，当該裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り，即時抗告をすることができるものとする。

イ 執行停止の裁判

① 裁判所は，ア①の再審の申立てがあった場合において，不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ，事実上の点につき疎明があり，かつ，執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは，申立てにより，担保を立てさせて，若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ，又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができるものとする。

② ①の規律による申立てについての裁判に対しては，不服を申し立てることができないものとする。

③ ①の規律により担保を立てる場合における供託及び担保については，(2)ア（イ）ｂ②及び③の規律と同様の規律を置くものとする。

(4) 審判前の保全処分

ア 審判前の保全処分

① 本案の家事審判事件（家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあった場合にあっては，その家事調停事件）が係属する家庭裁判所は，この法律に定めるところにより，仮差押え，仮処分，財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずる審判をすることができるものとする。

② 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には，その高等裁判所が，①の審判に代わる裁判をするものとする。

イ 審判前の保全処分の申立て等

① 審判前の保全処分（ア①の審判及びア②の審判に代わる裁判をいう。）の申立ては，その趣旨及び保全処分を求める事由を明らかにしてしなければならないものとする。

② 審判前の保全処分の申立人は，保全処分を求める事由を疎明しなければならないものとする。

③ 家庭裁判所（ア②の場合にあっては，高等裁判所）は，審判前の保全処分の申立てがあった場合において，必要があると認めるときは，職権で，事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする。

④ 審判前の保全処分の申立ては，審判前の保全処分があった後であっても，その全部又は一部を取り下げることができるものとする。

ウ 陳述の聴取

審判前の保全処分のうち仮の地位を定める仮処分を命ずるものは，審判を受ける者となるべき者の陳述を聴かなければ，することができないものとする。ただし，その陳述を聴く手続を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情があるときは，この限りでないものとする。

エ 記録の閲覧等

家庭裁判所（ア②の場合にあっては，高等裁判所）は，(1)ア（ケ）③の規律にかかわらず，審判前の保全処分の事件について，当事者から(1)ア（ケ）①又は②の規律による記録の閲覧等又はその複製の許

可の申立てがあった場合には，審判前の保全処分の事件における審判を受ける者となるべき者に対し，当該事件が係属したことを通知し，又は審判前の保全処分を告知するまでは，相当と認めるときに限り，これを許可することができるものとする。

オ　審判

①　審判前の保全処分は，疎明に基づいてするものとする。

②　審判前の保全処分については，(1)キ（イ）②ただし書の規律は，適用しない。

③　審判前の保全処分の執行及び効力は，民事保全法その他の仮差押え及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従うものとする。

カ　即時抗告

①　審判前の保全処分（ア②の審判に代わる裁判を除く。②において同じ。）の申立人は，申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。ただし，次に掲げる保全処分の申立てを却下する審判については，この限りでないものとする。

ⅰ　２(1)コ①，(2)キ①，(3)ク①，(6)ケ①及び(13)コ①の規律による財産管理者の選任又は財産の管理等に関する指示の保全処分

ⅱ　２(1)サ①（２(2)ク，(3)ケ及び(9)カにおいて同様の規律を置くこととする場合を含む。），(7)カ（ウ）①（同⑤において同様の規律を置くこととする場合を含む。），(8)ク①，(8)ケ③及び(17)キ①の規律による職務代行者の選任の保全処分

②　本案の家事審判の申立てについての審判（申立てを却下する審判を除く。）に対し即時抗告をすることができる者は，審判前の保全処分（①ⅰ及びⅱに掲げる保全処分を命ずる審判を除く。）に対し，即時抗告をすることができるものとする。

キ　即時抗告に伴う執行停止

①　カ②の規律により即時抗告が提起された場合において，原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により回復することができない損害を生ずるおそれがあることについて疎明があったときは，抗告裁判所は，申立てにより，即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間，担保を立てさせて，若しくは担保を立てることを条件として，若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ，又は担保を立てさせて，若しくは担保を立てることを条件として既にした執行処分の取消しを命ずることができ

るものとする。審判前の保全処分の事件の記録が家庭裁判所に存する間は，家庭裁判所も，これらの処分を命ずることができるものとする。

② ①の申立てについては，イ②及び③の規律と同様の規律を置くものとする。

ク 審判前の保全処分の取消し

① 審判前の保全処分が確定した後に，保全処分を求める事由の消滅その他の事情の変更があるときは，本案の家事審判事件（家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあった場合にあっては，その家事調停事件）が係属する家庭裁判所又は審判前の保全処分をした家庭裁判所は，本案の家事審判の申立てについての審判（申立てを却下するものを除く。）に対し即時抗告をすることができる者の申立てにより又は職権で，審判前の保全処分を取り消す審判をすることができるものとする。

② 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には，その高等裁判所が，①の審判前の保全処分を取り消す審判に代わる裁判をするものとする。

③ ①の審判及び②の裁判については，イ並びにオ①及び②の規律と同様の規律を置くものとする。

ケ 即時抗告等

① ク①の審判前の保全処分を取り消す審判の申立人は，申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。ただし，カ①ⅰ及びⅱに掲げる保全処分の取消しの申立てを却下する審判については，この限りでないものとする。

② 審判前の保全処分の申立人は，ク①の審判前の保全処分を取り消す審判（カ①ⅰ及びⅱに掲げる保全処分を取り消す審判を除く。）及びサにおいて規律する民事保全法第３３条の規定と同様の規律による原状回復の審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

③ ①及び②の規律による即時抗告に伴う執行停止については，キの規律と同様の規律を置くものとする。

コ 調書の作成

① 裁判所書記官は，審判前の保全処分の手続の期日について，調書を作成しなければならないものとする。ただし，裁判長においてその必要がないと認めるときは，この限りでないものとする。

② ①の手続については，(1)ア（ク）の規律は，適用しないものとする。

サ 審判前の保全処分に関するその他の手続

審判前の保全処分に関する手続における担保については民事保全法第４条の規定と同様の規律を，審判前の保全処分については同法第１４条，第１５条及び第２０条から第２４条まで（同法第２３条第４項を除く。）の規定と同様の規律を，審判前の保全処分を取り消す裁判については同法第３３条の規定と同様の規律を，ク①の審判前の保全処分を取り消す審判については同法第３４条の規定と同様の規律を置くものとする。

(5) 戸籍の記載等の嘱託

裁判所書記官は，次に掲げる場合には，最高裁判所規則の定めるところにより，遅滞なく，戸籍事務を管掌する者又は登記所に対し，戸籍の記載又は後見登記等に関する法律に定める登記を嘱託しなければならないものとする。ただし，戸籍の記載又は後見登記等に関する法律に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所規則に定めるものに限るものとする。

ⅰ 別表第１に掲げる事項についての審判又はこれに代わる裁判が効力を生じた場合

ⅱ 審判前の保全処分が効力を生じ，又は効力を失った場合

２ 家事審判事件

(1) 成年後見に関する審判事件

ア 管轄

① 後見開始の審判事件（別表第１の１の項の事項についての審判事件をいう。）は，成年被後見人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

② 成年後見に関する審判事件（別表第１の１の項から１６の項までの事項についての審判事件をいう。）は，後見開始の審判事件を除き，後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の裁判をした場合にあっては，その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属するものとする。ただし，後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは，その家庭裁判所の管轄に属するものとする。

イ 手続行為能力

次に掲げる審判事件（ⅰ，ⅳ及びⅵの審判事件を本案とする保全処

分についての審判事件を含む。）においては，成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は，法定代理人によらずに，自ら手続行為をすることができるものとする。その者が被保佐人又は被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であって，保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も，同様とするものとする。

ⅰ　後見開始の審判事件

ⅱ　後見開始の審判の取消しの審判事件（別表第１の２の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅲ　成年後見人の選任の審判事件（別表第１の３の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅳ　成年後見人の解任の審判事件（別表第１の５の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅴ　成年後見監督人の選任の審判事件（別表第１の６の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅵ　成年後見監督人の解任の審判事件（別表第１の８の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅶ　成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件（別表第１の１２の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅷ　成年後見の事務の監督の審判事件（別表第１の１４の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅸ　第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第１の１５の項の事項についての審判事件をいう。）

ウ　精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取

①　家庭裁判所は，成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ,後見開始の審判をすることができないものとする。ただし，明らかにその必要がないと認めるときは，この限りでないものとする。

②　家庭裁判所は，成年被後見人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ，民法第１０条の規定による後見開始の審判の取消しの審判をすることができないものとする。ただし，明らかにその必要がないと認めるときは，この限りでないものとする。

エ　陳述及び意見の聴取

①　家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれに定める者（ⅰからⅲまでにあっては，申立人を除く。）の陳述を聴かな

ければならないものとする。ただし，成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については，その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは，この限りでないものとする。

ⅰ　後見開始の審判　成年被後見人となるべき者

ⅱ　後見開始の審判の取消しの審判（民法第１０条の規定による場合に限る。）　成年被後見人及び成年後見人

ⅲ　成年後見人の選任又は成年後見監督人の選任の審判　成年被後見人となるべき者又は成年被後見人

ⅳ　成年後見人の解任の審判　成年後見人

ⅴ　成年後見監督人の解任の審判　成年後見監督人

②　家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれに定める者の意見を聴かなければならないものとする。

ⅰ　成年後見人の選任の審判　成年後見人となるべき者

ⅱ　成年後見監督人の選任の審判　成年後見監督人となるべき者

オ　申立ての取下げの制限

次に掲げる申立ては，審判前であっても，家庭裁判所の許可を得なければ，取り下げることができないものとする。

ⅰ　後見開始の申立て

ⅱ　民法第８４３条第２項の規定による成年後見人の選任の申立て

ⅲ　民法第８４５条の規定により選任の申立てをしなければならない者による成年後見人の選任の申立て

カ　審判の告知等

①　後見開始の審判は，成年被後見人となるべき者に通知しなければならないものとする。

②　次に掲げる審判は，１(1)キ（イ）①に規律する者のほか，それぞれに定める者に告知しなければならないものとする。

ⅰ　後見開始の審判　民法第８４３条第１項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律以下「任意後見契約法」という。）第１０条第３項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

ⅱ　後見開始の審判の取消しの審判　成年後見人及び成年後見監督人

キ　即時抗告

①　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者（ⅰにあっては，申立人を除く。）は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　後見開始の審判　民法第７条及び任意後見契約法第１０条第２項に規定する者

ⅱ　後見開始の申立てを却下する審判　申立人

ⅲ　後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判　民法第１０条に規定する者

ⅳ　成年後見人の解任の審判　成年後見人

ⅴ　成年後見人の解任の申立てを却下する審判　申立人，成年後見監督人並びに成年被後見人及び　その親族

ⅵ　成年後見監督人の解任の審判　成年後見監督人

ⅶ　成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判　申立人並びに成年被後見人及びその親族

②　審判の告知を受ける者でない者による後見開始の審判に対する即時抗告の期間は，民法第８４３条第１項の規定により成年後見人に選任される者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは，当該日のうち最も遅い日）から進行するものとする。

ク　成年後見の事務に関する監督

①　家庭裁判所は，適当な者に，成年後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査させ，又は臨時に財産の管理をさせることができるものとする。

②　①の規律により財産を管理する者については，民法第６４４条，第６４６条，第６４７条及び第６５０条の規定と同様の規律を置くものとする。

③　家庭裁判所は，①の規律により調査又は管理をした者に対し，成年被後見人の財産の中から，相当な報酬を与えることができるものとする。

④　家庭裁判所は，家庭裁判所調査官に①の規律による調査をさせることができるものとする。

ケ　管理者の職責等

①　家庭裁判所は，いつでも，第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者を改任することができるものとする。

②　家庭裁判所は，①の管理者に対し，財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができるものとする。

③　②の報告及び計算に要する費用は，成年被後見人の財産の中から支弁するものとする。

④　①の管理者については，民法第６４４条，第６４６条，第６４７条及び第６５０条の規定と同様の規律を置くものとする。

⑤　家庭裁判所は，①の管理者に対し，その提供した担保の増減，変更又は免除を命ずることができるものとする。

⑥　①の管理者の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは，裁判所書記官は，その設定の登記を嘱託しなければならないものとする。

⑦　設定した抵当権の変更又は消滅の登記について，⑥の規律と同様の規律を置くものとする。

⑧　家庭裁判所は，成年被後見人が財産を管理することができるようになったとき，管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは，成年被後見人，①の管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で，①の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならないものとする。

コ　後見開始の審判事件を本案とする保全処分

①　家庭裁判所（１(4)ア②の場合にあっては，高等裁判所。以下コ及びサにおいて同じ。）は，後見開始の申立てがあった場合において，成年被後見人となるべき者の生活，療養看護又は財産の管理のため必要があるときは，申立てにより又は職権で，担保を立てさせないで,後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間,財産の管理者を選任し，又は事件の関係人に対し，成年被後見人となるべき者の生活，療養看護又は財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。

②　家庭裁判所は，後見開始の申立てがあった場合において，成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間，成年被後見人となるべき者の財産上の行為(民法第９条ただし書に規定する行為を除く。⑦において同じ。)につき，①の財産の管理者の後見を受けることを命ずることができるものとする。

③　家庭裁判所は，成年被後見人となるべき者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは，１(4)ウの規律にかかわらず，その者の陳述を聴く手続を経ずに，②の規律による審判（④から⑦までにおいて「後見命令の審判」という。）をすることがで

きるものとする。

④　後見命令の審判は，①の財産の管理者（数人あるときは，その一人）に告知することによって，その効力を生ずるものとする。

⑤　後見命令の審判は，成年被後見人となるべき者に通知しなければならないものとする。

⑥　審判の告知を受ける者でない者による後見命令の審判に対する即時抗告の期間は，①の財産の管理者が④の規律による告知を受けた日（二以上あるときは，当該日のうち最も遅い日）から進行するものとする。

⑦　後見命令の審判があったときは，成年被後見人となるべき者及び①の財産の管理者は，成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができるものとする。この場合においては，制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定と同様の規律を置くものとする。

⑧　①の財産の管理者については，ケ①から⑦までの規律及び民法第２７条から第２９条まで（同法第２７条第２項を除く。）の規定と同様の規律を置くものとする。

サ　成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分

①　家庭裁判所は，成年後見人の解任の審判事件が係属している場合において，成年被後見人の利益のため必要があるときは，成年後見人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で，成年後見人の解任の審判又はその申立てを却下する審判が効力を生ずるまでの間，成年後見人の職務の執行を停止し，又はその職務代行者を選任することができるものとする。

②　①の規律による成年後見人の職務の執行を停止する審判は，職務の執行を停止される成年後見人，他の成年後見人又は①の規律により選任した職務代行者に告知することによって，その効力を生ずるものとする。

③　家庭裁判所は，いつでも，①の規律により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

④　家庭裁判所は，①の規律により選任し，又は③の規律により改任した職務代行者に対し，成年被後見人の財産の中から，相当な報酬を与えることができるものとする。

⑤　成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分については，①から④までの規律と同様の規律を置くものとする。

(2)　保佐に関する審判事件

ア　管轄

①　保佐開始の審判事件（別表第１の１７の項の事項についての審判事件をいう。）は，被保佐人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

②　保佐に関する審判事件（別表第１の１７の項から３５の項までの事項についての審判事件をいう。）は，保佐開始の審判事件を除き，保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の裁判をした場合にあっては，その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属するものとする。ただし，保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは，その家庭裁判所の管轄に属するものとする。

イ　手続行為能力

次に掲げる審判事件（ⅰ，ⅶ及びⅸの審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における被保佐人となるべき者及び被保佐人については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

ⅰ　保佐開始の審判事件

ⅱ　保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件（別表第１の１８の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅲ　保佐人の同意に代わる許可の審判事件（別表第１の１９の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅳ　保佐開始の審判の取消しの審判事件（別表第１の２０の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅴ　保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判事件（別表第１の２１の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅵ　保佐人の選任の審判事件（別表第１の２２の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅶ　保佐人の解任の審判事件（別表第１の２４の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅷ　保佐監督人の選任の審判事件（別表第１の２６の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅸ　保佐監督人の解任の審判事件（別表第１の２８の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅹ　保佐人に対する代理権の付与の審判事件（別表第１の３２の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅹⅰ　保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件（別表

第１の３３の項の事項についての審判事件をいう。）

ｘⅱ　保佐の事務の監督の審判事件（別表第１の３４の項の事項についての審判事件をいう。）

ウ　陳述及び意見の聴取

①　家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれに定める者（ⅰ，ⅱ，ⅳ及びｖにあっては，申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

ⅰ　保佐開始の審判　被保佐人となるべき者

ⅱ　保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判　被保佐人となるべき者又は被保佐人

ⅲ　保佐人の同意に代わる許可の審判　保佐人

ⅳ　保佐開始の審判の取消しの審判（民法第１４条第１項の規定による場合に限る。）　被保佐人及び保佐人

ｖ　保佐人の選任又は保佐監督人の選任の審判　被保佐人となるべき者又は被保佐人

ⅵ　保佐人の解任の審判　保佐人

ⅶ　保佐監督人の解任の審判　保佐監督人

②　家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれに定める者の意見を聴かなければならないものとする。

ⅰ　保佐人の選任の審判　保佐人となるべき者

ⅱ　保佐監督人の選任の審判　保佐監督人となるべき者

エ　審判の告知

次に掲げる審判は，１(1)キ（イ）①に規律する者のほか，それぞれに定める者に告知しなければならないものとする。

ⅰ　保佐開始の審判　民法第８７６条の２第１項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約法第１０条第３項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

ⅱ　保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判　保佐人及び保佐監督人（当該審判が保佐人の選任又は保佐監督人の選任の審判と同時にされた場合にあっては，保佐人となるべき者又は保佐監督人となるべき者）

ⅲ　保佐人の同意に代わる許可の審判，保佐開始の審判の取消しの審判，保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判　保佐人及び保佐監督人

ⅳ　保佐人に対する代理権の付与の審判　被保佐人及び保佐監督人

（当該審判が保佐監督人の選任の審判と同時にされた場合にあっては，保佐監督人となるべき者）

ⅴ　保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判　被保佐人及び保佐監督人

オ　即時抗告

①　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者（ⅰ及びⅳにあっては，申立人を除く。）は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　保佐開始の審判　民法第１１条本文及び任意後見契約法第１０条第２項に規定する者

ⅱ　保佐開始の申立てを却下する審判　申立人

ⅲ　保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判　民法第１４条第１項に規定する者

ⅳ　保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判　被保佐人

ⅴ　保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判　申立人

ⅵ　保佐人の解任の審判　保佐人

ⅶ　保佐人の解任の申立てを却下する審判　申立人，保佐監督人並びに被保佐人及びその親族

ⅷ　保佐監督人の解任の審判　保佐監督人

ⅸ　保佐監督人の解任の申立てを却下する審判　申立人並びに被保佐人及びその親族

②　被保佐人となるべき者及び審判の告知を受ける者でない者による保佐開始の審判に対する即時抗告の期間は，被保佐人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第８７６条の２第１項の規定により保佐人に選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行するものとする。

カ　精神の状況に関する鑑定等，申立ての取下げの制限及び保佐の事務に関する監督

被保佐人となるべき者及び被保佐人の精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取については(1)ウの規律と同様の規律を，保佐開始の申立ての取下げ及び保佐人の選任の申立ての取下げについては(1)オの規律と同様の規律を，保佐の事務に関する監督については(1)クの規律と同様の規律を置くものとする。

キ　保佐開始の審判事件を本案とする保全処分

① 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分について，(1)コ①と同様の規律を置くものとする。

② 家庭裁判所（１(4)ア②の場合にあっては，高等裁判所）は，保佐開始の申立てがあった場合において，被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，保佐開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間，被保佐人となるべき者の財産上の行為（民法第１３条第１項に規定する行為に限る。⑤において同じ。）につき，①における財産の管理者の保佐を受けることを命ずることができるものとする。

③ ②の規律による審判（以下「保佐命令の審判」という。）は，１(1)キ（イ）①に規律する者のほか，①における財産の管理者に告知しなければならないものとする。

④ 被保佐人となるべき者及び審判の告知を受ける者でない者による保佐命令の審判に対する即時抗告の期間は，被保佐人となるべき者が審判の告知を受けた日及び①における財産の管理者が③の規律による審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行するものとする。

⑤ 保佐命令の審判があったときは，被保佐人となるべき者及び①における財産の管理者は，被保佐人となるべき者が①における財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができるものとする。この場合においては，制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定と同様の規律を置くものとする。

⑥ ①における財産の管理者については，(1)ケ①から⑦までの規律及び民法第２７条から第２９条まで（同法第２７条第２項を除く。）の規定と同様の規律を置くものとする

ク 保佐人の解任の審判事件等を本案とする保全処分

保佐人の解任の審判事件を本案とする保全処分及び保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分については，(1)サ①から④までの規律と同様の規律を置くものとする。

(3) 補助に関する審判事件

ア 管轄

① 補助開始の審判事件（別表第１の３６の項の事項についての審判事件をいう。）は，被補助人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

② 補助に関する審判事件（別表第１の３６の項から５４の項までの

事項についての審判事件をいう。）は，補助開始の審判事件を除き，補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の裁判をした場合にあっては，その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属するものとする。ただし，補助開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは，その家庭裁判所の管轄に属するものとする。

イ　手続行為能力

次に掲げる審判事件（ⅰ，ⅶ及びⅸの審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における被補助人となるべき者及び被補助人については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

ⅰ　補助開始の審判事件

ⅱ　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件（別表第１の３７の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅲ　補助人の同意に代わる許可の審判事件（別表第１の３８の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅳ　補助開始の審判の取消しの審判事件（別表第１の３９の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅴ　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判事件（別表第１の４０の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅵ　補助人の選任の審判事件（別表第１の４１の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅶ　補助人の解任の審判事件（別表第１の４３の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅷ　補助監督人の選任の審判事件（別表第１の４５の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅸ　補助監督人の解任の審判事件（別表第１の４７の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅹ　補助人に対する代理権の付与の審判事件（別表第１の５１の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅹⅰ　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件（別表第１の５２の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅹⅱ　補助の事務に関する処分の審判事件（別表第１の５３の項の事項についての審判事件をいう。）

ウ　精神の状況に関する意見の聴取

家庭裁判所は，被補助人となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ，補助開始の審判をすることができ

ないものとする。

エ　陳述及び意見の聴取

①　家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれに定める者（ⅰ，ⅲ及びⅳにあっては，申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

ⅰ　補助開始の審判　被補助人となるべき者

ⅱ　補助人の同意に代わる許可の審判　補助人

ⅲ　補助開始の審判の取消しの審判（民法第１８条第１項又は第３項の規定による場合に限る。）　被補助人及び補助人

ⅳ　補助人の選任又は補助監督人の選任の審判　被補助人となるべき者又は被補助人

ⅴ　補助人の解任の審判　補助人

ⅵ　補助監督人の解任の審判　補助監督人

②　家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれに定める者の意見を聴かなければならないものとする。

ⅰ　補助人の選任の審判　補助人となるべき者

ⅱ　補助監督人の選任の審判　補助監督人となるべき者

オ　審判の告知

次に掲げる審判は，１(1)キ（イ）①に規律する者のほか，それぞれに定める者に告知しなければならないものとする。

ⅰ　補助開始の審判　民法第８７６条の７第１項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約法第１０条第３項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

ⅱ　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判　補助人及び補助監督人（当該審判が補助人又は補助監督人の選任の審判と同時にされた場合にあっては，補助人となるべき者又は補助監督人となるべき者）

ⅲ　補助人の同意に代わる許可の審判　補助人及び補助監督人

ⅳ　補助開始の審判の取消しの審判　補助人及び補助監督人

ⅴ　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判　補助人及び補助監督人

ⅵ　補助人に対する代理権の付与の審判　被補助人及び補助監督人（当該審判が補助監督人の選任の審判と同時にされた場合にあっては，補助監督人となるべき者）

ⅶ　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判　被補助人及

び補助監督人

カ　即時抗告

①　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者（ｉにあっては，申立人を除く。）は，即時抗告をすることができるものとする。

ｉ　補助開始の審判　民法第１５条第１項及び任意後見契約法第１０条第２項に規定する者

ii　補助開始の申立てを却下する審判　申立人

iii　補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判　民法第１８条第１項に規定する者

iv　補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判　申立人

ｖ　補助人の解任の審判　補助人

vi　補助人の解任の申立てを却下する審判　申立人，補助監督人並びに被補助人及びその親族

vii　補助監督人の解任の審判　補助監督人

viii　補助監督人の解任の申立てを却下する審判　申立人並びに被補助人及びその親族

②　被補助人となるべき者及び審判の告知を受ける者でない者による補助開始の審判に対する即時抗告の期間は，被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第８７６条の７第１項の規定により補助人に選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行するものとする。

キ　申立ての取下げの制限及び補助の事務に関する監督

補助開始の申立ての取下げ及び補助人の選任の申立ての取下げについては(1)オの規律と同様の規律を，補助の事務に関する監督については(1)クの規律と同様の規律を置くものとする。

ク　補助開始の審判事件を本案とする保全処分

①　補助開始の審判事件を本案とする保全処分について，(1)コ①と同様の規律を置くものとする。

②　家庭裁判所（１(4)ア②の場合にあっては，高等裁判所）は，補助開始の申立て及び補助人の同意を得なければならない行為の定めの申立てがあった場合において，被補助人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，補助開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間，被補助人となるべき者の財産上の行為（民法第１３条第１項に規定する行為であって，当該補助人の同意を得なければならない行為の定

めの申立てに係るものに限る。⑤において同じ。）につき，①における財産の管理者の補助を受けることを命ずることができるものとする。

③　②の規律による審判（④及び⑤において「補助命令の審判」という。）は，１(1)キ（イ）①に規律する者のほか，①における財産の管理者に告知しなければならないものとする。

④　被補助人となるべき者及び審判の告知を受ける者でない者による補助命令の審判に対する即時抗告の期間は，被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び①における財産の管理者が③の規律による審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行するものとする。

⑤　補助命令の審判があったときは，被補助人となるべき者及び①における財産の管理者は，被補助人となるべき者が①における財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができるものとする。この場合においては，制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定と同様の規律を置くものとする。

⑥　①における財産の管理者については，(1)ケ①から⑦までの規律及び民法第２７条から第２９条まで（同法第２７条第２項を除く。）の規定と同様の規律を置くものとする。

ケ　補助人の解任の審判事件等を本案とする保全処分

補助人の解任の審判事件を本案とする保全処分及び補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分については，(1)サ①から④までの規律と同様の規律を置くものとする。

(4)　不在者の財産の管理に関する処分の審判事件

ア　管轄

不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（別表第１の５５の項についての審判事件をいう。）は，不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

イ　管理人の職責等

①　家庭裁判所は，いつでも，選任した管理人を改任することができるものとする。

②　家庭裁判所は，選任した管理人及び①の規律により改任した管理人（以下「家庭裁判所が選任した管理人」という。）に対し，財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができるものとする。民法第２７条第２項の場合においては，不在者が置いた管理人に対し

ても，同様とするものとする。

③　②の報告及び計算に要する費用は，不在者の財産の中から支弁するものとする。

④　家庭裁判所が選任した管理人については，民法第６４４条，第６４６条，第６４７条及び第６５０条の規定と同様の規律を置くものとする。

⑤　家庭裁判所は，管理人（家庭裁判所が選任した管理人及び不在者が置いた管理人をいう。⑥及びウにおいて同じ。）に対し，その供した担保の増減，変更又は免除を命ずることができるものとする。

⑥　管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは，裁判所書記官は，その設定の登記を嘱託しなければならないものとする。

⑦　設定した抵当権の変更又は消滅の登記については，⑥の規律と同様の規律を置くものとする。

ウ　処分の取消し

家庭裁判所は，不在者が財産を管理することができるようになったとき，管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは，不在者，管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で，民法第２５条第１項の規定による管理人の選任その他の不在者の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならないものとする。

(5)　失踪の宣告に関する審判事件

ア　失踪の宣告の審判事件

①　失踪の宣告の審判事件（別表第１の５６の項の事項についての審判事件をいう。）は，不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

②　失踪の宣告の審判事件における不在者については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

③　家庭裁判所は，次に掲げる事項を公告し，かつ，ⅱ及びⅳの期間が経過しなければ，失踪の宣告の審判をすることができないものとする。この場合において，ⅱ及びⅳの期間は，民法第３０条第１項の場合にあっては３月を，同条第２項の場合にあっては１月を下ってはならないものとする。

ⅰ　不在者について失踪の宣告の申立てがあったこと。

ⅱ　不在者は，一定の期間までにその生存の届出をすべきこと。

ⅲ　ⅱの届出がないときは，失踪の宣告がされること。

ⅳ　不在者の生死を知る者は，一定の期間までにその届出をすべきこと。

④　失踪の宣告の審判は，不在者に告知することを要しないものとする。

⑤　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者（ⅰにあっては，申立人を除く。）は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　失踪の宣告の審判　不在者及び利害関係人

ⅱ　失踪の宣告の申立てを却下する審判　申立人

イ　失踪の宣告の取消しの審判事件

①　失踪の宣告の取消しの審判事件（別表第１の５７の項の事項についての審判事件をいう。）は，失踪者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

②　失踪の宣告の取消しの審判事件における失踪者については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

③　失踪の宣告の取消しの審判は，事件記録上失踪者の住所又は居所が判明している場合に限り，失踪者に告知すれば足りるものとする。

④　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　失踪の宣告の取消しの審判　利害関係人（申立人を除く。）

ⅱ　失踪の宣告の取消しの申立てを却下する審判　失踪者及び利害関係人

(6)　婚姻等に関する審判事件

ア　管轄

次に掲げる審判事件は，それぞれに定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

ⅰ　夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件（別表第２の１の項の事項についての審判事件をいう。）　夫又は妻の住所地

ⅱ　夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件（別表第１の５８の項の事項についての審判事件をいう。）　夫又は妻の住所地

ⅲ　婚姻費用の分担に関する処分の審判事件（別表第２の２の項の事項についての審判事件をいう。）　夫又は妻の住所地

ⅳ　子の監護に関する処分の審判事件（別表第２の３の項の事項についての審判事件をいう。）　子の住所地（父又は母を同じくする数

人の子についての申立てに係るものにあっては，その一人の子の住所地）

ⅴ　財産の分与に関する処分の審判事件（別表第２の４の項の事項についての審判事件をいう。）　夫又は妻であった者の住所地

ⅵ　離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（別表第２の５の項の事項についての審判事件をいう。）　所有者の住所地

イ　手続行為能力

次に掲げる審判事件及びこれらの審判事件を本案とする保全処分についての審判事件（いずれの審判事件においても財産上の給付を求めるものを除く。）におけるそれぞれに定める者については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

ⅰ　夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件　夫及び妻

ⅱ　子の監護に関する処分の審判事件　子

ウ　陳述の聴取

①　家庭裁判所は，夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判をする場合には，夫及び妻（申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

②　家庭裁判所は，子の監護に関する処分の審判（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判を除く。）をする場合には，１(1)カ（ウ）の規律により当事者の陳述を聴くほか，子（１５歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならないものとする。

エ　申立ての取下げの制限

１(1)ク（ア）②の規律にかかわらず，財産の分与に関する処分の審判の申立ての取下げは，相手方が本案について書面を提出し，又は期日において陳述をした後にあっては，相手方の同意を得なければ，その効力を生じないものとする。

オ　給付命令等

①　家庭裁判所は，夫婦間の協力扶助に関する処分の審判において，扶助の程度若しくは方法を定め，又はこれを変更することができるものとする。

②　家庭裁判所は，次に掲げる審判において，当事者（ⅱにあっては，夫又は妻）に対し，金銭の支払，物の引渡し，登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

ⅰ　夫婦間の協力扶助に関する処分の審判

ⅱ　夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判

ⅲ　婚姻費用の分担に関する処分の審判

ⅳ　財産の分与に関する処分の審判

③　家庭裁判所は，子の監護に関する処分の審判において，子の監護をすべき者の指定又は変更，父又は母と子との面会及びその他の交流，子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項の定めをする場合には，当事者に対し，子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。

④　家庭裁判所は，離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判において，当事者に対し，系譜，祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができるものとする。

カ　共有財産の分割

家庭裁判所は，夫婦財産契約による財産の管理者の変更の審判とともに共有財産の分割に関する処分の審判をする場合において，特別の事情があると認めるときは，共有財産の分割の方法として，一方の婚姻の当事者に他方の婚姻の当事者に対する債務を負担させて，現物の分割に代えることができるものとする。

キ　即時抗告

次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　夫婦間の協力扶助に関する処分の審判，夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判及び婚姻費用の分担に関する処分の審判並びにこれらの申立てを却下する審判　夫及び妻

ⅱ　子の監護に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判　子の父母及び子の監護者

ⅲ　財産の分与に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判　夫又は妻であった者

ⅳ　離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判及びその申立てを却下する審判　婚姻の当事者（民法第７５１条第２項において準用する同法第７６９条第２項の規定による場合にあっては，生存配偶者）その他の利害関係人

ク　婚姻に関する審判事件を本案とする保全処分

①　家庭裁判所（１(4)ア②の場合にあっては，高等裁判所。以下ク及びケにおいて同じ。）は，次に掲げる事項についての審判又は調

停の申立てがあった場合において，強制執行を保全し，又は子その他の利害関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，当該事項についての審判を本案とする仮差押え，仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

ⅰ　夫婦間の協力扶助に関する処分

ⅱ　婚姻費用の分担に関する処分

ⅲ　子の監護に関する処分

ⅳ　財産の分与に関する処分

②　家庭裁判所は，①ⅲに掲げる事項について仮の地位を定める仮処分（監護費用に関する仮処分を除く。）の審判をする場合には，１(4)ウ本文の規律により審判を受ける者となるべき者の陳述を聴くほか，子（１５歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならないものとする。ただし，その陳述を聴く手続を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情があるときは，この限りでないものとする。

ケ　夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件を本案とする保全処分

①　家庭裁判所は，夫婦の一方から夫婦財産契約による財産の管理者の変更の申立てがあった場合において，他の一方の管理する申立人所有の財産又は共有財産の管理のため必要があるときは，申立てにより又は職権で，担保を立てさせないで，当該財産の管理者の変更の申立てについての審判（共有財産の分割に関する処分の申立てがあった場合にあっては，その申立てについての審判）が効力を生ずるまでの間，財産の管理者を選任し，又は事件の関係人に対し，他の一方の管理する申立人所有の財産若しくは共有財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。

②　家庭裁判所は，夫婦財産契約による財産の管理者の変更の審判の申立てがあった場合において，強制執行を保全し，又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは，当該申立てをした者又は夫婦の他の一方の申立てにより，仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

③　①の財産の管理者については，(1)ケ①から⑦までの規律及び民法第２７条から第２９条まで（同法第２７条第２項を除く。）の規定と同様の規律を置くものとする。

(7)　親子に関する審判事件

ア　嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件

①　嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（別表第１の５９の項の事項についての審判事件をいう。）は，子の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

②　嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件における夫については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

③　嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の申立てをした者は，その申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

イ　子の氏の変更についての許可の審判事件

①　子の氏の変更についての許可の審判事件（別表第１の６０の項の事項についての審判事件をいう。）は，子の住所地を管轄する家庭裁判所（父又は母を同じくする数人の子についての子の氏の変更についての許可の申立てに係るものにあっては，その一人の子の住所地を管轄する家庭裁判所）の管轄に属するものとする。

②　子の氏の変更についての許可の審判事件における子（１５歳以上のものに限る。）については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

③　子の氏の変更についての許可の申立てをした者は，その申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

ウ　養子縁組をするについての許可の審判事件

①　養子縁組をするについての許可の審判事件（別表第１の６１の項の事項についての審判事件をいう。）は，養子となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

②　養子縁組をするについての許可の審判事件における養親となるべき者及び養子となるべき者（１５歳以上のものに限る。）については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

③　家庭裁判所は，養子縁組をするについての許可の審判をする場合には，次に掲げる者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし，養子となるべき者については，その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは，この限りでないものとする。

ⅰ　養子となるべき者（１５歳以上のものに限る。）

ⅱ　養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の

未成年後見人

④　養子縁組をするについての許可の申立てをした者は，その申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

エ　死後離縁をするについての許可の審判事件

①　死後離縁をするについての許可の審判事件（別表第１の６２の項の事項についての審判事件をいう。）は，申立人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

②　死後離縁をするについての許可の審判事件における養親及び養子（１５歳以上のものに限る。）については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

③　家庭裁判所は，養子の死後に死後離縁をするについての許可の申立てがあった場合には，申立てが不適法であるとき又はその申立てに理由がないことが明らかなときを除き，養子を代襲して養親の相続人となるべき者に対し,その旨を通知するものとするものとする。ただし，事件記録上その者の氏名及び住所又は居所が判明している場合に限るものとする。

④　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　死後離縁をするについての許可の審判　利害関係人（申立人を除く。）

ⅱ　死後離縁をするについての許可の申立てを却下する審判　申立人

オ　離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件

①　離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（別表第２の６の項の事項についての審判事件をいう。）は，その所有者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

②　家庭裁判所は，離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判において，当事者に対し，系譜，祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができるものとする。

③　離縁の当事者その他の利害関係人は，離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判及びその指定の申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

カ　特別養子縁組に関する審判事件

（ア）特別養子縁組の成立の審判事件

①　特別養子縁組の成立の審判事件（別表第１の６３の項の事項に

ついての審判事件をいう。）は，養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

② 特別養子縁組の成立の審判事件（当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）の手続における養親となるべき者及び養子となるべき者の父母については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

③ 家庭裁判所は，特別養子縁組の成立の審判をする場合には，次に掲げる者の陳述を聴かなければならないものとする。この場合において，ⅱに掲げる者の同意がないにもかかわらずその審判をするときは，その者の陳述の聴取は，審問の期日においてしなければならないものとする。

ⅰ 養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人

ⅱ 養子となるべき者の父母

ⅲ 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

④ 家庭裁判所は，特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判をする場合には，養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとする。

⑤ 特別養子縁組の成立の審判は，１(1)キ（イ）①に規律する者のほか，次に掲げる者に告知しなければならないものとする。

ⅰ 養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人

ⅱ 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

⑥ 特別養子縁組の成立の審判は，養子となるべき者に告知することを要しないものとする。

⑦ 家庭裁判所は，特別養子縁組の成立の審判をする場合において，養子となるべき者の父母が知れないときは，養子となるべき者の父母，養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人の陳述を聴くこと並びにこれらの者にその審判を告知することを要しないものとする。

⑧ 次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　特別養子縁組の成立の審判　養子となるべき者に対し親権を行う者，養子となるべき者の未成年後見人，養子となるべき者の父母，養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

ⅱ　特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判　申立人

（イ）特別養子縁組の離縁の審判事件

①　特別養子縁組の離縁の審判事件（別表第１の６４の項の事項についての審判事件をいう。）は，養親の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

②　特別養子縁組の離縁の審判事件（当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における養親，養子及びその実父母については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

③　家庭裁判所は，特別養子縁組の離縁の審判をする場合には，次に掲げる者の陳述を聴かなければならないものとする。この場合において，ⅰ，ⅲ及びⅴに掲げる者の陳述の聴取は，審問の期日においてしなければならないものとする。

ⅰ　養子（１５歳以上のものに限る。）

ⅱ　養子に対し親権を行う者及び養子の後見人

ⅲ　養親

ⅳ　養親の後見人

ⅴ　養子の実父母

ⅵ　養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人

④　家庭裁判所は，特別養子縁組の離縁の申立てを却下する審判をする場合には，③ⅱ，ⅴ及びⅵに掲げる者（ⅴに掲げる者にあっては，申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

⑤　特別養子縁組の離縁の審判は，１(1)キ（イ）①に規律する者のほか，次に掲げる者に告知しなければならないものとする。

ⅰ　養子に対し親権を行う者及び養子の後見人

ⅱ　養親の後見人

ⅲ　養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人

⑥　特別養子縁組の離縁の審判は，養子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して養子の利益を害すると認める場合には，養子に告知することを要しないものとする。

⑦　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者（ｉにあっては，申立人を除く。）は，即時抗告をすることができるものとする。

ｉ　特別養子縁組の離縁の審判　養親，養親の後見人，養子，養子に対し親権を行う者，養子の後見人，養子の実父母，養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人

ⅱ　特別養子縁組の離縁の申立てを却下する審判　申立人

⑧　養子による特別養子縁組の離縁の審判に対する即時抗告の期間は，養子以外の者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは，当該日のうち最も遅い日）から進行するものとする。

（ウ）特別養子縁組の成立の審判事件等を本案とする保全処分

①　家庭裁判所（１(4)ア②の場合にあっては，高等裁判所。②及び④において同じ。）は，特別養子縁組の成立の申立てがあった場合において，養子となるべき者の利益のため必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，特別養子縁組の成立の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間，申立人を養子となるべき者の監護者に選任し，又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し，若しくはその職務代行者を選任することができるものとする。

②　家庭裁判所は，いつでも，①の規律により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

③　①の規律による職務の執行を停止する審判は，職務の執行を停止される親権者若しくは未成年後見人，養子となるべき者に対し親権を行う者又は①の規律により選任した職務代行者に告知することによって，その効力を生ずるものとする。

④　家庭裁判所は，①の規律により選任し，又は②の規律により改任した職務代行者に対し，養子となるべき者の財産の中から，相当な報酬を与えることができるものとする。

⑤　特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分については，①から④までの規律（養子となるべき者の監護者を選任する保全処分に係る部分を除く。）と同様の規律を置くものとする。

(8)　親権に関する審判事件

ア　管轄

親権に関する審判事件（別表第１の６５の項から６９の項まで並びに別表第２の７の項及び８の項の事項についての審判事件をいう。）

は，子の住所地を管轄する家庭裁判所（父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定若しくは変更又は第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の申立てに係るものにあっては，その一人の子の住所地を管轄する家庭裁判所）の管轄に属するものとする。

イ　手続行為能力

次に掲げる審判事件（ⅲ及びⅶの審判事件にあっては，当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）におけるそれぞれに定める者については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

ⅰ　子に関する特別代理人の選任の審判事件（別表第１の６５の項の事項についての審判事件をいう。）　子

ⅱ　第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第１の６６の項の事項についての審判事件をいう。）　子

ⅲ　親権喪失又は管理権喪失の審判事件（別表第１の６７の項の事項についての審判事件をいう。）　子及びその父母

ⅳ　親権喪失又は管理権喪失の審判の取消しの審判事件（別表第１の６８の項の事項についての審判事件をいう。）　子及びその父母

ⅴ　親権又は管理権を辞し，又は回復するについての許可の審判事件（別表第１の６９の項の事項についての審判事件をいう。）　子及びその父母

ⅵ　養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事件（別表第２の７の項の事項についての審判事件をいう。）　養子，その父母及び養親

ⅶ　親権者の指定又は変更の審判事件（別表第２の８の項の事項についての審判事件をいう。）　子及びその父母

ウ　陳述の聴取

①　家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれに定める者（ⅱ及びⅳにあっては，申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

ⅰ　親権喪失又は管理権喪失の審判　子（１５歳以上のものに限る。）及び子の親権者

ⅱ　親権喪失又は管理権喪失の審判の取消しの審判　子（１５歳以上のものに限る。），子に対し親権を行う者，子の未成年後見人及び親権を喪失し，又は管理権を喪失した者

ⅲ　親権又は管理権を辞するについての許可の審判　子（１５歳以

上のものに限る。）

ⅳ　親権又は管理権を回復するについての許可の審判　子（１５歳以上のものに限る。），子に対し親権を行う者及び子の未成年後見人

②　家庭裁判所は，親権者の指定又は変更の審判をする場合には，１(1)カの規律により当事者の陳述を聴くほか，子（１５歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならないものとする。

③　家庭裁判所は，①ｉの規律により子の親権者の陳述を聴く場合には，審問の期日においてしなければならないものとする。

エ　審判の告知

次に掲げる審判は，１(1)キ(イ)に規律する者のほか，それぞれに定める者に告知しなければならないものとする。ただし，子については，子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は，この限りでないものとする。

ｉ　親権喪失又は管理権喪失の審判　子

ⅱ　親権喪失又は管理権喪失の審判の取消しの審判　子，子に対し親権を行う者及び子の未成年後見人

オ　引渡命令等

家庭裁判所は，親権者の指定又は変更の審判において，当事者に対し，子の引渡し又は財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。

カ　即時抗告

（前注）親権喪失又は管理権喪失の申立てを却下する審判及び親権又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告権者及び即時抗告期間の起算点については，児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しを踏まえて，所要の規定を整備するものとする。

①　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者（ｉ及びⅲにあっては，申立人を除く。）は，即時抗告をすることができるものとする。

ｉ　親権喪失又は管理権喪失の審判　親権を喪失し，又は管理権を喪失する者及びその親族

ⅱ　親権喪失又は管理権喪失の申立てを却下する審判　申立人及び子の親族

ⅲ　親権喪失又は管理権喪失の審判の取消しの審判　子に対し親権を行う者，子の未成年後見人及び子の親族

ⅳ　親権喪失又は管理権喪失の審判の取消しの申立てを却下する審判　親権を喪失し又は管理権を喪失した者及びその親族

ⅴ　親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判　申立人

ⅵ　養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判　養子の父母及び養子の監護者

ⅶ　養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判　申立人，養子の父母及び養子の監護者

ⅷ　親権者の指定若しくは変更の審判又はその申立てを却下する審判　子の父母及び子の監護者

②　次に掲げる即時抗告の期間は，それぞれに定める日から進行するものとする。

ⅰ　子及び審判の告知を受ける者でない者による親権喪失又は管理権喪失の審判に対する即時抗告　親権を喪失し，又は管理権を喪失する者が審判の告知を受けた日

ⅱ　審判の告知を受ける者でない者による親権喪失又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告　親権を喪失し，又は管理権を喪失した者が審判の告知を受けた日

キ　管理者の職責等

第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者については，(1)ケの規律と同様の規律を置くものとする。

ク　親権喪失又は管理権喪失の審判事件を本案とする保全処分

①　家庭裁判所（１(4)ア②の場合にあっては，高等裁判所。以下ク及びケにおいて同じ。）は，親権喪失又は管理権喪失の申立てがあった場合において，子の利益のため必要があると認めるときは，当該申立てをした者の申立てにより，親権喪失又は管理権喪失の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間，親権者の職務の執行を停止し，又はその職務代行者を選任することができるものとする。

②　①の規律による親権者の職務の執行を停止する審判は，職務の執行を停止される親権者，子に対し親権を行う者又は①の規律により選任した職務代行者に告知することによって，その効力を生ずるものとする。

③　家庭裁判所は，いつでも，①の規律により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

④　家庭裁判所は，①の規律により選任し，又は③の規律により改任した職務代行者に対し，子の財産の中から，相当な報酬を与えることができるものとする。

ケ　親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分

①　家庭裁判所は，親権者の指定又は変更の審判又は調停の申立てがあった場合において，強制執行を保全し，又は子その他の利害関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，親権者の指定又は変更の審判を本案とする仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

②　①の規律により仮の地位の仮処分を命ずる審判をする場合には，１(4)ウ本文の規律により審判を受ける者となるべき者の陳述を聴くほか，子（１５歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならないものとする。ただし，その陳述を聴く手続を経ることにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは，この限りでないものとする。

③　家庭裁判所は，親権者の指定又は変更の審判又は調停の申立てがあった場合において，子の利益のため必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，親権者の指定又は変更の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間，親権者の職務の執行を停止し，又はその職務代行者を選任することができるものとする。

④　③の規律による親権者の職務の執行を停止する審判は，職務の執行を停止される親権者，子に対し親権を行う者又は③の規律により選任した職務代行者に告知することによって，その効力を生ずるものとする。

⑤　家庭裁判所は，いつでも，③の規律により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

⑥　家庭裁判所は，③の規律により選任し，又は⑤の規律により改任した職務代行者に対し，子の財産の中から，相当な報酬を与えることができるものとする。

(9)　未成年後見に関する審判事件

ア　管轄

未成年後見に関する審判事件（別表第１の７０の項から８２の項までの事項についての審判事件をいう。）は，未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

イ　手続行為能力

次に掲げる審判事件（ⅲ及びｖの審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における未成年被後見人（ｉの審判事件にあっては，養子及び養親）については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

ｉ　養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件（別表第１の７０の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅱ　未成年後見人の選任の審判事件（別表第１の７１の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅲ　未成年後見人の解任の審判事件（別表第１の７３の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅳ　未成年後見監督人の選任の審判事件（別表第１の７４の項の事項についての審判事件をいう。）

ｖ　未成年後見監督人の解任の審判事件（別表第１の７６の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅵ　未成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件（別表第１の７８の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅶ　未成年後見の事務の監督の審判事件（別表第１の８０の項の事項についての審判事件をいう。）

ⅷ　第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第１の８１の項の事項についての審判事件をいう。）

ウ　陳述及び意見の聴取

①　家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれに定める者（ｉにあっては，申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

ｉ　未成年後見人の選任又は未成年後見監督人の選任の審判　未成年被後見人（１５歳以上のものに限る。）

ⅱ　未成年後見人の解任の審判　未成年後見人

ⅲ　未成年後見監督人の解任の審判　未成年後見監督人

②　家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれに定める者の意見を聴かなければならないものとする。

ｉ　養子の離縁後に未成年後見人となるべき者又は未成年後見人の選任　未成年後見人となるべき者

ⅱ　未成年後見監督人の選任　未成年後見監督人となるべき者

エ　即時抗告

次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者は，即時抗告をす

ることができるものとする。

ⅰ　養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判　申立人

ⅱ　未成年後見人の解任の審判　未成年後見人

ⅲ　未成年後見人の解任の申立てを却下する審判　申立人，未成年後見監督人並びに未成年被後見人及びその親族

ⅳ　未成年後見監督人の解任の審判　未成年後見監督人

ⅴ　未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判　申立人並びに未成年被後見人及びその親族

オ　申立ての取下げの制限及び管理者の職責等

未成年後見人の選任の申立ての取下げについては(1)オの規律と同様の規律を，未成年後見の事務に関する監督については(1)クの規律と同様の規律を，第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者については(1)ケの規律と同様の規律を置くものとする。

カ　未成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分

未成年後見人の解任の審判事件を本案とする保全処分及び未成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分については，(1)サ①から④までの規律と同様の規律を置くものとする。

(10)　扶養に関する審判事件

ア　管轄等

①　扶養義務の設定の審判事件（別表第１の８３の項の事項についての審判事件をいう。）は，扶養義務者となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所（数人について扶養義務の設定を求める申立てに係るものにあっては，その一人の住所地を管轄する家庭裁判所）の管轄に属するものとする。

②　扶養義務の設定の取消しの審判事件（別表第１の８４の項の事項についての審判事件をいう。）は，その扶養義務の設定の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所がその扶養義務の設定の裁判をした場合にあっては，その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属するものとする。

③　扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件（別表第２の９の項の事項についての審判事件をいう。）並びに扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件（別表第２の１０の項の事項についての審判事件をいう。）は，

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所（数人に対する申立てに係るものにあっては，その一人の住所地を管轄する家庭裁判所）の管轄に属するものとする。

イ　申立ての特則

扶養義務の設定の申立ては，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第２０条第２項第４号の規定による保護者の選任の申立てと一の申立てによりするときは，精神障害者の住所地を管轄する家庭裁判所にもすることができるものとする。

ウ　陳述の聴取

家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれに定める者（申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

ⅰ　扶養義務の設定の審判　扶養義務者となるべき者

ⅱ　扶養義務の設定の取消しの審判　扶養権利者

エ　給付命令

家庭裁判所は，扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判において，当事者に対し，金銭の支払，物の引渡し,登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

オ　即時抗告

次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者（ⅰ及びⅲにあっては，申立人を除く。）は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　扶養義務の設定の審判　扶養義務者となるべき者

ⅱ　扶養義務の設定の申立てを却下する審判　申立人

ⅲ　扶養義務の設定の取消しの審判　扶養権利者

ⅳ　扶養義務の設定の取消しの申立てを却下する審判　申立人

ⅴ　扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判並びにこれらの申立てを却下する審判　当事者

ⅵ　扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判並びにこれらの申立てを却下する審判　当事者

カ　扶養に関する審判事件を本案とする保全処分

家庭裁判所（１(4)ア②の場合にあっては，高等裁判所）は，次に掲げる事項についての審判又は調停の申立てがあった場合において，強制執行を保全し，又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，当該事項についての審判を本案とする仮差押え，仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

ⅰ　扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し

ⅱ　扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し

(11) 推定相続人の廃除に関する審判事件

ア　推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件

①　推定相続人の廃除の審判事件（別表第１の８５の項の事項についての審判事件をいう。）及び推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（別表第１の８６の項の事項についての審判事件をいう。）は，被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。ただし，これらの審判事件が被相続人の死亡後に申し立てられた場合にあっては，相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

②　①に定める審判事件における被相続人については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

③　家庭裁判所は，推定相続人の廃除の審判事件においては，申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き，廃除を求められた推定相続人の陳述を聴かなければならないものとする。この場合における陳述の聴取は，審問の期日においてしなければならないものとする。

④　推定相続人の廃除の審判事件における手続については，申立人及び廃除を求められた推定相続人を当事者とみなして１(1)カ（イ）及び（エ）から（キ）までの規律と同様の規律を置くものとする。

⑤　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　推定相続人の廃除の審判　廃除された推定相続人

ⅱ　推定相続人の廃除又はその審判の取消しの申立てを却下する審判　申立人

イ　遺産の管理に関する処分の審判事件

①　推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（別表第１の８７の項の事項についての審判事件をいう。）は，推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所（その審判事件が係属していないときにあっては相続が開始した地を管轄する家庭裁判所，その審判事件が抗告裁判所に係属している

場合にあってはその裁判所）の管轄に属するものとする。

② 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件については，(1)ケ①から⑦までの規律と同様の規律を置くものとする。

③ 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所は，推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判が確定したときは，廃除を求められた推定相続人，管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で，その処分を取り消さなければならないものとする。

(12) 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件

① 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（別表第２の１１の項の事項についての審判事件をいう。）は，相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

② 家庭裁判所は，相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判において，当事者に対し，系譜，祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができるものとする。

③ 相続人その他の利害関係人は，相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判又はその申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

(13) 遺産の分割に関する審判事件

ア 管轄

① 遺産の分割に関する審判事件（別表第２の１２の項から１４の項までの事項についての審判事件をいう。）は，相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

② ①の規律にかかわらず，遺産の分割の審判事件（別表第２の１２の項の事項についての審判事件をいう。）が係属している場合における寄与分を定める処分の審判事件（別表第２の１４の項の事項についての審判事件をいう。）は，当該遺産の分割の審判事件が係属している裁判所の管轄に属するものとする。

イ 手続の併合等

遺産の分割の審判事件及び寄与分を定める処分の審判事件が係属するときは，これらの審判の手続及び審判は，併合してしなければならないものとする。数人からの寄与分を定める処分の審判事件が係属するときも，同様とするものとする。

ウ 寄与分を定める処分の申立ての期間の指定

① 家庭裁判所は，遺産の分割の審判の手続において，１月を下らない範囲内で，当事者が寄与分を定める処分の申立てをすべき期間を定めることができるものとする。

② 家庭裁判所は，寄与分を定める処分の申立てが①の期間を経過した後にされたときは，当該申立てを却下することができるものとする。

③ 家庭裁判所は，①の期間を定めなかった場合においても，当事者が時機に後れて寄与分を定める処分の申立てをしたことにつき，その申立人の責めに帰すべき事由があり，かつ，申立てに係る寄与分を定める処分の審判の手続を併合することにより，遺産の分割の審判の手続が著しく遅滞することとなるときは，その申立てを却下することができるものとする。

エ 遺産の換価を命ずる裁判

① 家庭裁判所は，遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは，相続人に対し，遺産の全部又は一部を競売して換価することを命ずることができるものとする。

② 家庭裁判所は，遺産の分割の審判をするため必要があり，かつ，相当であると認めるときは，相続人の意見を聴き，相続人に対し，遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができるものとする。ただし，共同相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者があるときは，この限りでないものとする。

③ ①又は②の規律による裁判（以下エにおいて「換価を命ずる裁判」という。）が確定した後に，その換価を命ずる裁判の理由の消滅その他の事情の変更があるときは，家庭裁判所は，相続人の申立て又は職権により，その換価を命ずる裁判を取り消すことができるものとする。

④ 換価を命ずる裁判は，１(1)キ(ケ)①において定める１(1)キ(イ)①の規律と同様の規律において告知しなければならないものとされる者のほか，遺産の分割の審判事件の当事者に告知しなければならないものとする。

⑤ 換価を命ずる裁判に対しては，相続人は，即時抗告をすることができるものとする。

⑥ 家庭裁判所は，換価を命ずる裁判をする場合において，コ①の規律により財産の管理者が選任されていないときは，これを選任しなければならないものとする。

⑦　⑥の規律により選任した財産の管理者については，２(1)ケの規律及び民法第２７条から第２９条まで(同法第２７条第２項を除く。)の規定と同様の規律を置くものとする。

⑧　家庭裁判所は，換価を命ずる裁判により換価を命ぜられた相続人に対し，遺産の中から，相当な報酬を与えることができるものとする。

オ　申立ての取下げの制限

遺産の分割の審判の申立ての取下げについては，(6)エの規律と同様の規律を置くものとする。

カ　債務を負担させる方法による遺産の分割

家庭裁判所は，遺産の分割の審判をする場合において，特別の事情があると認めるときは，遺産の分割の方法として，共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対する債務を負担させて，現物の分割に代えることができるものとする。

キ　給付命令

家庭裁判所は，遺産の分割の審判において，当事者に対し，金銭の支払，物の引渡し，登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

ク　遺産の分割の禁止の審判の取消し及び変更

家庭裁判所は，事情の変更があるときは，相続人の申立てにより，いつでも，遺産の分割の禁止の審判を取り消し，又は変更する審判をすることができるものとする。この申立てに係る審判事件は，別表第２に掲げる事項についての審判事件とみなすものとする。

ケ　即時抗告

①　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　遺産の分割の審判及びその申立てを却下する審判，遺産の分割の禁止の審判及びこれを取り消し，又は変更する審判並びに寄与分を定める処分の審判　相続人

ⅱ　寄与分を定める処分の申立てを却下する審判　申立人

②　イ前段の規律により審判が併合してされたときは，寄与分を定める処分の審判又はその申立てを却下する審判に対しては，独立して即時抗告をすることができないものとする。

③　イ後段の規律により審判が併合してされた場合には，申立人の一人がした即時抗告は，申立人の全員に対してその効力を生ずるもの

とする。

コ　遺産の分割の審判事件を本案とする審判前の保全処分

①　家庭裁判所（１(4)ア②の場合にあっては，高等裁判所。②において同じ。）は，遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において，財産の管理のため必要があるときは，申立てにより又は職権で，担保を立てさせないで，遺産の分割の審判又はその申立てを却下する審判が効力を生ずるまでの間，財産の管理者を選任し，又は事件の関係人に対し，財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。

②　家庭裁判所は，遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において，強制執行を保全し，又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは，その申立てをした者又は相手方の申立てにより，遺産の分割の審判を本案とする仮差押え，仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

③　①の規律により選任した財産の管理者については，２(1)ケ①から⑦までの規律及び民法第２７条から第２９条まで(同法第２７条第２項を除く。)の規定と同様の規律を置くものとする。

(14) 相続の承認及び放棄に関する審判事件

①　相続の承認及び放棄に関する審判事件（別表第１の８８の項から９４の項までの事項についての審判事件をいう。）は，相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

②　①の規律にかかわらず，限定承認の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第１の９２の項の事項についての審判事件をいう。）は，限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が受理した場合にあっては，その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属するものとする。

③　家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合にあっては，その裁判所）は，相続人が数人ある場合において，限定承認の申述を受理したときは，職権で，民法第９３６条第１項の規定により相続財産の管理人を選任しなければならないものとする。

④　限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理の審判事件（別表第１の９０の項の事項についての審判事件をいう。）における限定承認又は相続の放棄の取消しをすることができる者については，(1)イの規律と同様の規律を置くものとする。

⑤　限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述の

受理の申立書には，１（1）イ（ア）②に掲げる事項のほか，限定承認若しくはその取消し又は相続の放棄若しくはその取消しをする旨の申述を記載しなければならないものとする。

⑥　家庭裁判所は，⑤の申述を受理する審判をするときは，申立書にその旨を記載しなければならないものとする。この場合において，当該審判は，申立書にその旨を記載したときに，その効力を生ずるものとする。

⑦　⑥の審判については，１（1）キ（エ）の規律は，適用しないものとする。

⑧　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の申立てを却下する審判　申立人

ⅱ　限定承認又は相続の放棄の取消しの申述を却下する審判　限定承認又は相続の放棄の取消しをすることができる者

ⅲ　限定承認又は相続の放棄の申述を却下する審判　申述人

⑨　相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件（別表第１の８９の項の事項についての審判事件をいう。）については，(1)ケの規律と同様の規律を置くものとする。

(15) 財産分離に関する審判事件

①　次に掲げる審判事件は，それぞれに定める裁判所の管轄に属するものとする。

ⅰ　財産分離の審判事件（別表第１の９５の項の事項についての審判事件をいう。）　相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

ⅱ　財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件（別表第１の９６の項の事項についての審判事件をいう。）　財産分離の審判事件が係属している家庭裁判所（抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所，財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所）

ⅲ　財産分離の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第１の９７の項の事項についての審判事件をいう。）　財産分離の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が財産分離の裁判をした場合にあっては，その第一審裁判所である家庭裁判所）

②　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　財産分離の審判　相続人

ⅱ　民法第９４１条第１項の規定による財産分離の申立てを却下する審判　相続債権者及び受遺者

ⅲ　民法第９５０条第１項の規定による財産分離の申立てを却下する審判　相続人の債権者

③　財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件については，(1)ケの規律と同様の規律を置くものとする。

(16) 相続人の不存在に関する審判事件

ア　管轄

次に掲げる審判事件は，それぞれに定める家庭裁判所の管轄に属するものとする。

ⅰ　相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件（別表第１の９８の項の事項についての審判事件をいう。カにおいて同じ。）　相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

ⅱ　相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第１の９９の項の事項についての審判事件をいう。）　民法第９５２条第１項の規定により相続財産の管理人の選任の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が相続財産の管理人の選任の裁判をした場合にあっては，その第一審裁判所である家庭裁判所）

ⅲ　特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件（別表第１の１００の項の事項についての審判事件をいう。）　相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

イ　特別縁故者に対する相続財産の分与の審判

①　特別縁故者に対する相続財産の分与の審判又はその申立てを却下する審判は，民法第９５８条の期間の満了後３月を経過した後にしなければならないものとする。

②　同一の相続財産に関し特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件が二以上同時に係属するときは，家事審判の手続及び審判は，併合してしなければならないものとする。

ウ　相続財産の管理人の意見の聴取

家庭裁判所は，特別縁故者に対する相続財産の分与の審判又はその申立てを却下する審判をする場合には，民法第９５２条第１項の規定により選任し，又はカの規律により改任した相続財産の管理人（オにおいて「相続財産の管理人」という。）の意見を聴かなければならないものとする。

エ　相続財産の換価を命ずる裁判

特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件については，(13)エ①，②（ただし書を除く。），③から⑤まで及び⑧の規律と同様の規律を置くものとする。

オ　即時抗告

①　次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　特別縁故者に対する相続財産の分与の審判　申立人及び相続財産の管理人

ⅱ　特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てを却下する審判　申立人

②　イ②の規律により審判が併合してされた場合には，申立人の一人又は相続財産の管理人がした即時抗告は，申立人の全員に対してその効力を生ずるものとする。

カ　管理人の職責等

相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理人については，(1)ケの規律と同様の規律を置くものとする。

(17)　遺言に関する審判事件

ア　管轄

①　遺言に関する審判事件（別表第１の１０１の項から１０７の項までの事項についての審判事件をいう。）は，相続を開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

②　①の規律にかかわらず，遺言の確認の審判事件（別表第１の１０１の項の事項についての審判事件をいう。）は，遺言者の生存中は，遺言者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

イ　陳述及び意見の聴取

①　家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれに定める者の陳述を聴かなければならないものとする。

ⅰ　遺言執行者の解任の審判　遺言執行者

ⅱ　負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判　受遺者及び負担の利益を受けるべき者

②　家庭裁判所は，遺言執行者の選任の審判をする場合には，遺言執行者となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。

ウ　調書の作成

裁判所書記官は，遺言書の検認について，調書を作成しなければならないものとする。

エ　申立ての取下げの制限

遺言の確認の申立て又は遺言書の検認の申立ては，審判前であっても，家庭裁判所の許可を得なければ，取り下げることができないものとする。

オ　審判の告知

次に掲げる審判は，１（1）キ（イ）①に規律する者のほか，それぞれに定める者に告知しなければならないものとする。

ⅰ　遺言執行者の解任の審判　相続人

ⅱ　負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判　負担の利益を受けるべき者

（注）遺言書の検認には，審判書の作成や審判の告知による効力の発生等に関する規律は適用がないことを前提としている。

カ　即時抗告

次に掲げる審判に対しては，それぞれに定める者は，即時抗告をすることができるものとする。

ⅰ　遺言の確認の審判　利害関係人

ⅱ　遺言の確認の申立てを却下する審判　遺言に立ち会った証人及び利害関係人

ⅲ　遺言執行者の選任の申立てを却下する審判　利害関係人

ⅳ　遺言執行者の解任の審判　遺言執行者

ⅴ　遺言執行者の解任の申立てを却下する審判　利害関係人

ⅵ　遺言執行者の辞任についての許可の申立てを却下する審判　申立人

ⅶ　負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判　受遺者その他の利害関係人（申立人を除く。）

ⅷ　負担付遺贈に係る遺言の取消しの申立てを却下する審判　相続人

キ　遺言執行者の解任の審判事件を本案とする保全処分

①　家庭裁判所（１(4)ア②の場合にあっては，高等裁判所。③及び④において同じ。）は，遺言執行者の解任の申立てがあった場合において，相続人の利益のため必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，遺言執行者の解任の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間，遺言執行者の職務の執行を停止し，又はその職務代行者を選任することができるものとする。

② ①の規律による遺言執行者の職務の執行を停止する審判は，職務の執行を停止される遺言執行者，他の遺言執行者又は①の規律により選任した職務代行者に告知することによって，その効力を生ずるものとする。

③ 家庭裁判所は，いつでも，①の規律により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

④ 家庭裁判所は，①の規律により選任し，又は③の規律により改任した職務代行者に対し，相続財産の中から，相当な報酬を与えることができるものとする。

(18) 遺留分に関する審判事件

① 次に掲げる審判事件は，それぞれに定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

ｉ 遺留分を算定する場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第１の１０８の項の事項についての審判事件をいう。） 相続が開始した地

ⅱ 遺留分の放棄についての許可の審判事件（別表第１の１０９の項の事項についての審判事件をいう。） 被相続人の住所地

② 遺留分の放棄についての許可の申立てをした者は，その申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

第３ 家事調停に関する手続

１ 総則

(1) 通則

ア 調停事項等

家庭裁判所は，人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（別表第１に掲げる事項についてのものを除く。）について調停を行うほか，第３に規律するところにより審判を行うものとする。

イ 管轄等

① 家事調停事件は，相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属するものとする。

② ①の合意については，民事訴訟法第１１条第２項及び第３項の規定と同様の規律を置くものとする。

③ 遺産の分割の調停事件（別表第２の１２の項の事項についての調停事件をいう。）及び寄与分を定める処分の調停事件（別表第２の１４の項の事項についての調停事件をいう。）については，第２の２(13)ア②及びイの規律と同様の規律を置くものとする。

ウ　地方裁判所又は簡易裁判所への移送

①　家庭裁判所は，家事調停をすることができる事件以外の事件について調停の申立てを受けた場合には，職権で，これを管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならないものとする。

②　家庭裁判所は，家事調停をすることができる事件について調停の申立てを受けた場合において，事件を処理するために必要があると認めるときは，職権で，事件の全部又は一部を管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができるものとする。

③　家庭裁判所は，事件を処理するために特に必要があると認めるときは，①及び②の規律にかかわらず，その事件を管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所以外の地方裁判所又は簡易裁判所（事物管轄権を有するものに限る。）に移送することができるものとする。

④　①から③までの規律による移送の裁判については，第１の２(6)③から⑤までの規律と同様の規律を置くものとする。

エ　調停機関

①　家庭裁判所は，調停委員会で調停を行うものとする。ただし，家庭裁判所が相当と認めるときは，裁判官のみで行うことができるものとする。

②　家庭裁判所は，当事者の申立てがあるときは，①ただし書の規律にかかわらず，調停委員会で調停を行わなければならないものとする。

オ　調停委員会

①　調停委員会は，裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織するものとする。

②　調停委員会を組織する家事調停委員は，家庭裁判所が各事件について指定するものとする。

③　調停委員会の決議は，過半数の意見によるものとする。可否同数の場合には，裁判官の決するところによるものとする。

④　調停委員会の評議は，秘密とするものとする。

カ　家事調停委員

①　家事調停委員は，非常勤とし，その任免に関し必要な事項は，最高裁判所規則が定めるものとする。

②　家事調停委員には，別に法律で定めるところにより手当を支給し，並びに最高裁判所規則の定めるところにより旅費，日当及び宿泊料

を支給するものとする。

キ　家事調停官の任命等

①　家事調停官は,弁護士で５年以上その職に在ったもののうちから,最高裁判所が任命するものとする。

②　家事調停官は，この法律の定めるところにより，家事調停事件の処理に必要な職務を行うものとする。

③　家事調停官は，任期を２年とし，再任されることができるものとする。

④　家事調停官は，非常勤とするものとする。

⑤　家事調停官は,次のいずれかに該当する場合を除いては,在任中,その意に反して解任されることがないものとする。

ⅰ　弁護士法第７条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

ⅱ　心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

ⅲ　職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

⑥　この法律に定めるもののほか，家事調停官の任免に関し必要な事項は，最高裁判所規則で定めるものとする。

ク　家事調停官の権限等

①　家事調停官は，家庭裁判所の指定を受けて，家事調停事件を取り扱うものとする。

②　家事調停官は，その取り扱う家事調停事件の処理について，この法律において家庭裁判所，裁判官又は裁判長が行うものとして定める家事調停事件の処理に関する権限を行うことができるものとする。

③　家事調停官は，独立してその職権を行うものとする。

④　家事調停官は，その権限を行うについて，裁判所書記官，家庭裁判所調査官及び医師である裁判所技官に対し，その職務に関し必要な命令をすることができるものとする。この場合において，家事調停官の命令を受けた裁判所書記官については，裁判所法第６０条第５項の規定と同様の規律を置くものとする。

⑤　家事調停官には，別に法律で定めるところにより手当を支給し，並びに最高裁判所規則の定めるところにより旅費，日当及び宿泊料を支給するものとする。

ケ　手続行為能力

①　次に掲げる調停事件（ⅰ及びⅱの調停事件にあっては，財産上の

給付を求める調停事件を除く。）において，それぞれに定める者は，法定代理人によらずに，自ら手続行為をすることができるものとする。その者が被保佐人又は被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であって，保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合についても，同様とするものとする。

ⅰ　夫婦間の協力扶助に関する処分の調停事件（別表第２の１の項の事項についての調停事件をいう。）　　夫及び妻

ⅱ　子の監護に関する処分の調停事件（別表第２の３の項の事項についての調停事件をいう。）　子

ⅲ　養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の調停事件（別表第２の７の項の事項についての調停事件をいう。）　養子の父母，養親及び養子

ⅳ　親権者の指定又は変更の調停事件（別表第２の８の項の事項についての調停事件をいう。）　子の父母及び子

ⅴ　人事訴訟法第２条に規定する人事に関する訴え（以下「人事に関する訴え」という。）を提起することができる事項についての調停事件　同法第１３条第１項の規定により訴訟行為を行う者

②　親権を行う者又は後見人は，第１の４（2）の規律にかかわらず，①ⅰ，ⅲ及びⅳの調停事件（ⅰの調停事件にあっては，財産上の給付を求める調停事件を除く。）においては，それぞれに定める者に代理して調停合意，調停条項案の受諾及び調停に代わる審判の共同の申出をすることができないものとする。離婚についての調停事件における夫及び妻の後見人並びに離縁についての調停事件における養親の後見人，養子（１５歳以上のものに限る。以下②において同じ。）に対し親権を行う者及び養子の後見人についても，同様とするものとする。

コ　調書の作成

裁判所書記官は，家事調停の手続の期日について，調書を作らなければならないものとする。ただし，裁判長においてその必要がないと認めるときは，この限りでないものとする。

サ　記録の閲覧等

①　当事者又は利害関係を疎明した第三者は，家庭裁判所の許可を得て，裁判所書記官に対し，家事調停事件の記録の閲覧若しくは謄写，その正本，謄本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に関する事項

の証明書の交付を請求することができるものとする。

② ①の規律は，家事調停事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては，適用しないものとする。この場合において，当事者又は利害関係を疎明した第三者は，家庭裁判所の許可を得て，裁判所書記官に対し，これらの物の複製を請求することができるものとする。

③ 家庭裁判所は，当事者又は利害関係を疎明した第三者から①又は②の規律による許可の申立てがあった場合（④の規律による場合を除く。）において，相当と認めるときは，これを許可することができるものとする。

④ ２(1)①の規律による審判の対象となる家事調停事件について当事者から①又は②の規律による許可の申立てがあった場合については，第２の１(1)ア（ケ）③，④及び⑧から⑩までの規律と同様の規律を置くものとする。

⑤ 次に掲げる書面については，当事者は，①の規律にかかわらず，家庭裁判所の許可を得ずに，裁判所書記官に対し，その交付を請求することができるものとする。

ⅰ 審判書その他の裁判書の正本，謄本又は抄本

ⅱ 調停において成立した合意を記載し，又は調停をしない措置若しくは調停の不成立により事件が終了した旨を記載した調書の正本，謄本又は抄本

ⅲ 家事調停事件に関する事項の証明書

⑥ 家事調停事件の記録の閲覧，謄写及び複製の請求は，家事調停事件の記録の保存又は裁判所若しくは調停委員会の執務に支障があるときは，することができないものとする。

(2) 家事調停の申立て等

ア 家事調停の申立て

① 家事調停の申立ては，申立書（②及びイにおいて「家事調停の申立書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならないものとする。

② 家事調停の申立書には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ⅰ 当事者及び法定代理人

ⅱ 申立ての趣旨及び理由

③　家事調停の申立てを不適法として却下する審判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

④　家事調停の申立てについては，第２の１(1)イ（ア）③から⑥まで及び第２の１(1)イ（イ）の規律と同様の規律を置くものとする。

イ　家事調停の申立書の写しの送付等

①　家事調停の申立てがあった場合には，家庭裁判所は，申立てが不適法であるとき又は家事調停の手続の期日を経ないで(5)アの規律により家事調停事件を終了させるときを除き，家事調停の申立書の写しを相手方に送付しなければならないものとする。ただし，家事調停の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは，家事調停の申立てがあったことを通知することをもって，家事調停の申立書の写しの送付に代えることができるものとする。

②　家事調停の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合については第２の１(1)イ（ア）④から⑥までの規律と同様の規律を，家事調停の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納については第２の１(1)カ（イ）③及び④の規律と同様の規律を置くものとする。

ウ　調停前置主義

①　家事調停をすることができる事件について訴えを提起しようとする者は，まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならないものとする。

②　①の事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には，裁判所は，職権で，事件を調停に付さなければならないものとする。ただし，裁判所が事件を調停に付することが相当でないと認めるときは，この限りでないものとする。

③　裁判所は，②の規律により事件を調停に付する場合においては，事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならないものとする。ただし，家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは，その事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができるものとする。

(3)　家事調停の手続

ア　家事調停の手続における参加，排除，受継，期日，事実の調査及び証拠調べ，子の意思の把握等，審判及び審判以外の裁判等

①　家事調停の手続における参加及び排除については第２の１(1)ア（ウ）から（オ）までの規律と同様の規律を，家事調停の手続におけ

る受継については第２の１(1)ア(カ)の規律と同様の規律を，家事調停の手続の期日については第２の１(1)ウの規律と同様の規律を，家事調停の手続における事実の調査及び証拠調べについては第２の１(1)エ(ア)から(キ)及びキの規律と同様の規律を，家事調停の手続における子の意思の把握等については第２の１(1)オの規律と同様の規律を，家事調停に関する審判については第２の１(1)キ(ア)，(イ)，(エ)から（カ）まで（(エ）①ただし書を除く。）の規律と同様の規律を，家事調停に関する審判以外の裁判については第２の１(1)キ（ケ）の規律と同様の規律を置くものとする。

② 家事調停の手続における事実の調査の嘱託を受けた裁判所は，相当と認めるときは，裁判所書記官に当該嘱託に係る事実の調査をさせることができるものとする。ただし，家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは，この限りでないものとする。

イ 調停委員会が行う家事調停の手続の指揮

調停委員会が行う家事調停の手続は，調停委員会を組織する裁判官が指揮するものとする。

ウ 調停委員会等の権限

① 調停委員会が家事調停を行う場合には，次に掲げる事項に関する裁判所の権限は，調停委員会が行うものとする。

ⅰ 第１の５(1)①の規律による手続代理人の許可

ⅱ 第１の５(6)において規律する民事訴訟法第６０条の規定と同様の規律による補佐人の許可

ⅲ 第１の７(1)ただし書の規律による傍聴の許可

ⅳ 第１の７(3)の規律による手続の併合又は分離

ⅴ (2) ア④において規律する第２の１(1)イ（イ）の規律による申立ての変更

ⅵ (3) ア①において規律する第２の１(1)ア（ウ）①及び②並びに第２の１(1)ア(エ)の規律による参加，第２の１(1)ア(オ)①の規律による手続からの排除，第２の１(1)ア（カ）①及び③の規律による受継，第２の１(1)ウ（ア）①の規律による事件の関係人の呼出し，第２の１(1)ウ（エ）①の規律による音声の送受信による通話の方法による手続，第２の１(1)エ(ア)①，(エ)①及び②，（オ）②（裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述に関する部分に限る。），（カ）①，（キ）並びに（ケ）①及

び⑤の規律による事実の調査及び証拠調べ（過料及び勾引に関する裁判所の権限を除く。）

② 調停委員会が家事調停を行う場合には，第１の５(2)の規律による手続代理人の選任等，第１の７(2)①の規律による期日の指定及び(1)コただし書の規律による調書の作成に関する裁判長の権限は，当該調停委員会を組織する裁判官が行うものとする。

エ 調停委員会を組織する裁判官による事実の調査及び証拠調べ等

① 調停委員会を組織する裁判官は，当該調停委員会の決議により，事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする。

② ①の場合には，裁判官は，家庭裁判所調査官に事実の調査をさせ，又は医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができるものとする。

③ ②の事実の調査及び心身の状況についての診断については，第２の１(1)エ(ウ)③及び④の規律と同様の規律を置くものとする。

④ ①の場合には，裁判官は，相当と認めるときは，裁判所書記官に事実の調査をさせることができるものとする。ただし，家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは，この限りでないものとする。

⑤ 調停委員会を組織する裁判官は，当該調停委員会の決議により，家庭裁判所調査官に第２の１(1)エ（エ）③の規律による措置をとらせることができるものとする。

オ 家事調停委員による事実の調査

調停委員会は，相当と認めるときは，当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調査をさせることができるものとする。ただし，家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは，この限りでないものとする。

カ 意見の聴取の嘱託

① 調停委員会は，他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事件の関係人から紛争の解決に関する意見を聴取することを嘱託することができるものとする。

② ①の規律により意見の聴取の嘱託を受けた家庭裁判所は，相当と認めるときは，家事調停委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができるものとする。

キ 家事調停委員の専門的意見の聴取

① 調停委員会は，必要があると認めるときは，当該調停委員会を

組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができるものとする。

② ①の規律により意見を聴取する家事調停委員は，家庭裁判所が指定するものとする。

③ ②の規律による指定を受けた家事調停委員は，調停委員会に出席して意見を述べるものとするものとする。

ク 調停の場所

調停委員会は，事件の実情を考慮して，裁判所外の適当な場所で調停を行うことができるものとする。

ケ 調停前の処分

① 調停委員会は，家事調停事件が係属している間，調停のために必要であると認める処分を命ずることができるものとする。

② 急迫の事情があるときは，調停委員会を組織する裁判官が①の処分（以下「調停前の処分」という。）を命ずることができるものとする。

③ 調停前の処分は，執行力を有しないものとする。

④ 調停前の処分として必要な事項を命ぜられた当事者又は利害関係参加人が正当な理由なくこれに従わないときは，家庭裁判所は，１０万円以下の過料に処するものとする。

コ 裁判官のみで行う家事調停の手続

① 裁判官のみで家事調停の手続を行う場合においては，裁判官は，相当と認めるときは，裁判所書記官に事実の調査をさせることができるものとする。ただし，家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは，この限りでないものとする。

② 裁判官のみで家事調停の手続を行う場合については，カからケまでの規律と同様の規律を置くものとする。

(4) 調停の成立

ア 調停の成立及び効力

① 調停において当事者間に合意が成立し，これを調書に記載したときは，調停が成立したものとし，その記載は，確定判決（別表第２に掲げる事項にあっては，確定した第２の１(1)ア（ア）の規律による審判）と同一の効力を有するものとする。

② 家事調停事件の一部について当事者間に合意が成立したときは，当該一部について調停を成立させることができるものとする。手続の併合を命じた二以上の家事調停事件中その一について合意が

成立したときも，同様とするものとする。

③　離婚又は離縁についての調停事件においては，(3)ア①において規律する第２の１(1)ウ（エ）①に規律する方法によっては，調停を成立させることができないものとする。

④　①及び②の規律は，２(1)①に規律する事項についての調停事件については，適用しないものとする。

イ　調停調書の更正決定

①　調停調書に計算違い，誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは，家庭裁判所は，申立てにより又は職権で，いつでも更正決定をすることができるものとする。

②　更正決定は，裁判書を作成してしなければならないものとする。

③　更正決定に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

④　①の申立てを不適法として却下した決定に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

ウ　調停条項案の書面による受諾

①　当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において，その当事者があらかじめ調停委員会（裁判官のみで家事調停の手続を行う場合にあっては，その裁判官。(5)ア及びイ①において同じ。）から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し，他の当事者が家事調停の手続の期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは，当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

②　①の規律は，離婚又は離縁についての調停事件については，適用しないものとする。

(5)　調停の成立によらない事件の終了

ア　調停をしない場合の事件の終了

調停委員会は，事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき，又は当事者が不当な目的で調停の申立てをしたと認めるときは，調停をしないものとして，家事調停事件を終了させることができるものとする。

イ　調停の不成立の場合の事件の終了

①　調停委員会は，当事者間に合意（２(1)①ｉの合意を含む。）が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合には，調停が成立しないものとして，家事調停事件を終了させることができるものとする。ただし，家庭裁判所が３(1)の規

律による調停に代わる審判をしたときは，この限りでないものとする。

② ①本文の規律により家事調停事件が終了したときは，家庭裁判所は，当事者に対し，その旨を通知しなければならないものとする。

③ 当事者が②の規律による通知を受けた日から２週間以内に家事調停の申立てがあった事件について訴えを提起したときは，家事調停の申立ての時に，その訴えの提起があったものとみなすものとする。

④ ①本文の規律により別表第２に掲げる事項についての調停事件が終了した場合には，家事調停の申立ての時に，当該事項についての家事審判の申立てがあったものとみなすものとする。

ウ 家事調停の申立ての取下げ

① 家事調停の申立ては，家事調停事件が終了するまで，その全部又は一部を取り下げることができるものとする。

② 家事調停の申立ての取下げについては，民事訴訟法第２６１条第３項及び第２６２条第１項の規定と同様の規律を置くものとする。

(6) 付調停等

ア 付調停

① 家事調停をすることができる事件についての訴訟又は家事審判事件が係属している場合には，裁判所は，当事者（本案について被告又は相手方の陳述がされる前にあっては，原告又は申立人に限る。）の意見を聴いて，いつでも，職権で，事件を調停に付することができるものとする。

② 裁判所は，①の規律により事件を家事調停に付する場合においては，事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならないものとする。ただし，家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは，その事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができるものとする。

③ 家庭裁判所及び高等裁判所は，①の規律により事件を家事調停に付した場合には，②の規律にかかわらず，その家事調停事件を自ら処理することができるものとする。

④ ③の規律により家庭裁判所又は高等裁判所が調停委員会で調停を行うときは，調停委員会は，当該裁判所がその裁判官の中から

指定する裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織するものとする。

イ　訴訟手続及び家事審判の手続の中止

①　家事調停の申立てがあった事件について訴訟が裁判所に係属しているとき，又は訴訟が係属している裁判所が(2)ウ②若しくはア①の規律により事件を調停に付したときは，訴訟が係属している裁判所は，家事調停事件が終了するまで当該訴訟手続を中止することができるものとする。

②　家事調停の申立てがあった事件について家事審判事件が裁判所に係属しているとき，又は家事審判事件が係属している裁判所がア①の規律により事件を調停に付したときは，家事審判事件が係属している裁判所は，家事調停事件が終了するまで，当該家事審判の手続を中止することができるものとする。

ウ　訴えの取下げの擬制等

①　訴訟が係属している裁判所が(2)ウ②又はア①の規律により事件を調停に付した場合において，調停が成立し，又は合意に相当する審判又は調停に代わる審判が確定したときは，当該訴訟について訴えの取下げがあったものとみなすものとする。

②　家事審判事件が係属している裁判所がア①の規律により事件を調停に付した場合において，調停が成立し，又は調停に代わる審判が確定したときは，当該家事審判事件は，終了するものとする。

２　合意に相当する審判

(1)　合意に相当する審判の対象及び要件

①　人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の手続において，次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には，家庭裁判所は，必要な事実を調査した上，ｉの合意を正当と認めるときは，当該合意に相当する審判（以下「合意に相当する審判」という。）をすることができるものとする。

ｉ　当事者間に申立ての趣旨のとおりの審判を受けることについて合意が成立していること。

ⅱ　当事者の双方が申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因について争わないこと。

②　①の家事調停の手続を調停委員会が行っている場合において，合意に相当する審判をするときは，家庭裁判所は，その調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴かなければならないものとする。

③　合意に相当する審判は，①に記載する事項に係る身分関係の当事者の一方が死亡した後は，することができないものとする。

④　第２の１ウ（エ）①及び第３の１(4)ウ①の規律によっては，①ｉの合意を成立させることはできないものとする。

⑤　家庭裁判所が①ｉの規律による合意を正当と認めない場合については，１(5)イ①から③までの規律と同様の規律を置くものとする。

(2)　申立ての取下げの制限

家事調停の申立ての取下げは，合意に相当する審判がされた後は，相手方の同意を得なければ，その効力を生じないものとする。

(3)　異議の申立て

①　当事者及び利害関係人は，合意に相当する審判に対し，家庭裁判所に異議を申し立てることができるものとする。ただし，当事者にあっては，(1)①ｉ及びⅱの要件に該当しないことを理由とする場合に限るものとする。

②　①の規律による異議の申立ては，２週間の不変期間内にしなければならないものとする。

③　②の期間は，異議の申立てをすることができる者が，審判の告知を受ける者である場合にあってはその者が審判の告知を受けた日から，審判の告知を受ける者でない場合にあっては当事者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から，それぞれ進行するものとする。

④　異議の申立てをする権利は，放棄することができるものとする。

(4)　異議の申立てに対する裁判

①　家庭裁判所は，当事者がした(3)①の規律による異議の申立てが不適法であるとき又は異議の申立てに理由がないと認めるときは，これを却下しなければならないものとする。利害関係人がした(3)①の規律による異議の申立てが不適法であると認めるときも，同様とするものとする。

②　①の規律により異議の申立てを却下する審判に対しては，異議の申立人は，即時抗告をすることができるものとする。

③　家庭裁判所は，当事者から適法な異議の申立てがあった場合において，異議の申立てを理由があると認めるときは，合意に相当する審判を取り消さなければならないものとする。

④　利害関係人から適法な異議の申立てがあったときは，合意に相当する審判は，その効力を失うものとする。この場合においては，家庭裁判所は，当事者に対し，その旨を通知しなければならないものとする。

⑤　当事者が④の規律による通知を受けた日から２週間以内に家事調停の申立てがあった事件について訴えを提起したときは，家事調停の申立ての時に，その訴えの提起があったものとみなすものとする。

(5)　合意に相当する審判の効力

(3)①の規律による異議の申立てがないとき，又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは，合意に相当する審判は，確定判決と同一の効力を有するものとする。

(6)　婚姻の取消しについての合意に相当する審判の特則

①　婚姻の取消しについての家事調停の手続において，婚姻の取消しについての合意に相当する審判をするときは，この合意に相当する審判において，当事者間の合意に基づき，子の親権者を指定しなければならないものとする。

②　①の合意に相当する審判は，子の親権者の指定につき当事者間で合意が成立しないとき，又は成立した合意が相当でないと認めるときは，することができないものとする。

(7)　申立人の死亡により事件が終了した場合の特則

夫が嫡出否認についての調停の申立てをした後に死亡した場合において，子のために相続権を害される者その他夫の三親等内の血族が夫の死亡の日から１年以内に嫡出否認の訴えを提起したときは，夫がした調停の申立ての時に，その訴えの提起があったものとみなすものとする。

３　調停に代わる審判

(1)　調停に代わる審判の対象及び要件

①　家庭裁判所は，調停が成立しない場合において相当と認めるときは，当事者双方のために衡平に考慮し，一切の事情を考慮して，職権で，事件の解決のため必要な審判（以下「調停に代わる審判」という。）をすることができるものとする。ただし，２(1)に規律する事項についての家事調停の手続においては，この限りでないものとする。

②　家事調停の手続が調停委員会で行われている場合において，調停に代わる審判をするときは，家庭裁判所は，その調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴かなければならないものとする。

③　家庭裁判所は，調停に代わる審判において，当事者に対し，子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。

(2)　調停に代わる審判の特則

①　家事調停の申立ての取下げは，１(5)ウ①の規律にかかわらず，調

停に代わる審判がされた後は，することができないものとする。

② 調停に代わる審判の告知は，公示送達の方法によっては，することができないものとする。

③ 調停に代わる審判を告知することができないときは,家庭裁判所は,これを取り消さなければならないものとする。

(3) 異議の申立て及びこれに対する裁判等

① 当事者は，調停に代わる審判に対し，家庭裁判所に異議を申し立てることができるものとする。

② ①の規律による異議の申立てについては，２(3)②から④までの規律と同様の規律を置くものとする。

③ 家庭裁判所は,①の規律による異議の申立てが不適法であるときは,これを却下しなければならないものとする。

④ 異議の申立人は，③の規律による異議の申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

⑤ 適法な異議の申立てがあったときは，調停に代わる審判は，その効力を失うものとする。この場合においては，家庭裁判所は，当事者に対し，その旨を通知しなければならないものとする。

⑥ 当事者が⑤の規律による通知を受けた日から２週間以内に家事調停の申立てがあった事件について訴えを提起したときは，家事調停の申立ての時に，その訴えの提起があったものとみなすものとする。

⑦ ⑤の規律により別表第２に掲げる事項についての調停に代わる審判が効力を失った場合には，家事調停の申立ての時に，家事審判の申立てがあったものとみなすものとする。

⑧ 当事者が，申立てに係る家事調停（離婚又は離縁についての家事調停を除く。）の手続において，調停に代わる審判に服する旨の共同の申出を書面で提出してしたときは，①の規律は，適用しないものとする。

⑨ 当事者は，調停に代わる審判の告知前に限り，⑧の共同の申出を撤回することができるものとする。この場合においては，相手方の同意を得ることを要しないものとする。

(4) 調停に代わる審判の効力

(3)①の規律による異議の申立てがないとき，又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは，別表第２に掲げる事項についての調停に代わる審判は確定した第２の１(1)ア（ア）の規律による審判と同一の効力を，その余の調停に代わる審判は確定判決と同一の効力を有するも

のとする。

４　不服申立て等

家事調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については，特別の定めのある場合を除き，それぞれ第２の１(2)及び(3)の規律と同様の規律を置くものとする。

第４　履行の確保

１　義務の履行状況の調査及び履行の勧告

①　義務を定める審判をした家庭裁判所，抗告裁判所が義務を定める裁判をした場合における第一審裁判所である家庭裁判所及び第２の１(4)ア②の規律により高等裁判所が義務を定める裁判をした場合における本案の家事審判事件の第一審裁判所である家庭裁判所（以下これらの家庭裁判所を「義務を定める審判をした家庭裁判所」という。）は，権利者の申出があるときは，その審判（抗告裁判所又は高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては，その裁判。２①において同じ。）で定められた義務の履行状況を調査し，義務者に対し，その義務の履行を勧告することができるものとする。

②　義務を定める審判をした家庭裁判所は，①の規律による調査及び勧告を他の家庭裁判所に嘱託することができるものとする。

③　義務を定める審判をした家庭裁判所及び②の規律により調査及び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所（以下これらの家庭裁判所を「調査及び勧告をする家庭裁判所」という。）は，家庭裁判所調査官に①の規律による調査及び勧告をさせることができるものとする。

④　調査及び勧告をする家庭裁判所は，①の規律による調査及び勧告に関し，事件の関係人の家庭環境その他の環境の調整を行うために必要があると認めるときは，家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができるものとする。

⑤　調査及び勧告をする家庭裁判所は，①の調査及び勧告に必要な調査を官庁，公署その他適当と認める者に嘱託し，又は銀行，信託会社，関係人の使用者その他の者に対し必要な報告を求めることができるものとする。

⑥　調査及び勧告をする家庭裁判所は，①の規律による調査及び勧告の事件の関係人から当該事件の記録の閲覧等又はその複製の請求があった場合において，相当と認めるときは，これを許可することができるものとする。

⑦　調停又は調停に代わる審判において定められた義務（高等裁判所にお

いて定められたものを含む。２③において同じ。）の履行及び１（3）ケの規律による調停前の処分として命ぜられた事項の履行については，①から⑥までの規律と同様の規律を置くものとする。

２　義務履行の命令

①　義務を定める審判をした家庭裁判所は，その審判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠った者がある場合において，相当と認めるときは，権利者の申立てにより，義務者に対し，相当の期限を定めて義務の履行を命ずる審判をすることができるものとする。この場合において，その命令は，その命令をする時までに義務者が履行を怠った義務の全部又は一部についてするものとするものとする。

②　義務を定める審判をした家庭裁判所は，①の規律により義務の履行を命ずるには，義務者の陳述を聴かなければならないものとする。

③　調停又は調停に代わる審判において定められた義務の履行については，①及び②の規律と同様の規律を置くものとする。

④　①から③までに規律するもののほか，①及び③の規律による義務の履行を命ずる審判の手続については，第２の１に規律するところによるものとする。

⑤　①又は③の規律により義務の履行を命ぜられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは，家庭裁判所は，１０万円以下の過料に処するものとする。

第５　罰則

過料の裁判の執行等及び罰則について,所要の規定を整備するものとする。

第６　その他

①　児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しを踏まえて，所要の規定を整備するものとする。

②　民法以外の法律により特に家庭裁判所の権限に属するものとされた事項について，所要の規定を整備するものとする。

第３部　その他

その他所要の規定を整備するものとする。

別表第１

項	事項	根拠となる法律の規定
成年後見		
１	後見開始	民法第７条
２	後見開始の審判の取消し	民法第１０条又は第１９条第２項において準用する同条第１項
３	成年後見人の選任	民法第８４３条第１項から第３項まで
４	成年後見人の辞任についての許可	民法第８４４条
５	成年後見人の解任	民法第８４６条
６	成年後見監督人の選任	民法第８４９条の２
７	成年後見監督人の辞任についての許可	民法第８５２条において準用する同法第８４４条
８	成年後見監督人の解任	民法第８５２条において準用する同法第８４６条
９	成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長	民法第８５３条第１項ただし書（同法第８５６条において準用する場合を含む。）
１０	成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第８５９条の２第１項及び第２項（これらの規定を同法第８５２条において準用する場合を含む。）
１１	成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可	民法第８５９条の３（同法第８５２条において準用する場合を含む。）
１２	成年被後見人に関する特別代理人の選任	民法第８６０条において準用する同法第８２６条
１３	成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与	民法第８６２条及び同法第８５２条において準用する同法第８６２条
１４	成年後見の事務の監督	民法第８６３条
１５	第三者が成年被後見	民法第８６９条において準用する

	人に与えた財産の管理に関する処分	同法第８３０条第２項から第４項まで
１６	成年後見に関する管理の計算の期間の伸長	民法第８７０条ただし書
保佐		
１７	保佐開始	民法第１１条
１８	保佐人の同意を得なければならない行為の定め	民法第１３条第２項
１９	保佐人の同意に代わる許可	民法第１３条第３項
２０	保佐開始の審判の取消し	民法第１４条第１項及び第１９条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）
２１	保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消し	民法第１４条第２項
２２	保佐人の選任	民法第８７６条の２第１項及び同条第２項において準用する同法第８４３条第２項及び第３項
２３	保佐人の辞任についての許可	民法第８７６条の２第２項において準用する同法第８４４条
２４	保佐人の解任	民法第８７６条の２第２項において準用する同法第８４６条
２５	臨時保佐人の選任	民法第８７６条の２第３項
２６	保佐監督人の選任	民法第８７６条の３第１項
２７	保佐監督人の辞任についての許可	民法第８７６条の３第２項において準用する同法第８４４条
２８	保佐監督人の解任	民法第８７６条の３第２項において準用する同法第８４６条
２９	保佐人又は保佐監督人の権限の行使についての定め及びその	民法第８７６条の３第２項及び第８７６条の５第２項において準用する同法第８５９条の２第１項及

	取消し	び第２項
３０	被保佐人の居住用不動産の処分についての許可	民法第８７６条の３第２項及び第８７６条の５第２項において準用する同法第８５９条の３
３１	保佐人又は保佐監督人に対する報酬の付与	民法第８７６条の３第２項及び第８７６条の５第２項において準用する同法第８６２条
３２	保佐人に対する代理権の付与	民法第８７６条の４第１項
３３	保佐人に対する代理権の付与の審判の取消し	民法第８７６条の４第３項
３４	保佐の事務の監督	民法第８７６条の５第２項において準用する同法第８６３条
３５	保佐に関する管理の計算の期間の伸長	民法第８７６条の５第３項において準用する同法第８７０条ただし書
補助		
３６	補助開始	民法第１５条第１項
３７	補助人の同意を得なければならない行為の定め	民法第１７条第１項
３８	補助人の同意に代わる許可	民法第１７条第３項
３９	補助開始の審判の取消し	民法第１８条第１項及び第３項並びに第１９条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）
４０	補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消し	民法第１８条第２項
４１	補助人の選任	民法第８７６条の７第１項及び同条第２項において準用する同法第８４３条第２項及び第３項
４２	補助人の辞任につい	民法第８７６条の７第２項におい

	ての許可	て準用する同法第８４４条
４３	補助人の解任	民法第８７６条の７第２項において準用する同法第８４６条
４４	臨時補助人の選任	民法第８７６条の７第３項
４５	補助監督人の選任	民法第８７６条の８第１項
４６	補助監督人の辞任についての許可	民法第８７６条の８第２項において準用する同法第８４４条
４７	補助監督人の解任	民法第８７６条の８第２項において準用する同法第８４６条
４８	補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第８７６条の８第２項及び第８７６条の１０第１項において準用する同法第８５９条の２第１項及び第２項
４９	被補助人の居住用不動産の処分についての許可	民法第８７６条の８第２項及び第８７６条の１０第１項において準用する同法第８５９条の３
５０	補助人又は補助監督人に対する報酬付与	民法第８７６条の８第２項及び第８７６条の１０第１項において準用する同法第８６２条
５１	補助人に対する代理権の付与	民法第８７６条の９第１項
５２	補助人に対する代理権の付与の審判の取消し	民法第８７６条の９第２項において準用する第８７６条の４第３項
５３	補助の事務に関する処分	民法第８７６条の１０第１項において準用する同法第８６３条
５４	補助に関する管理の計算の期間の伸長	民法第８７６条の１０第２項において準用する同法第８７０条ただし書
不在者の財産の管理		
５５	不在者の財産の管理に関する処分	民法第２５条から第２９条まで
失踪の宣告		
５６	失踪の宣告	民法第３０条
５７	失踪の宣告の取消し	民法第３２条第１項

婚姻等		
５８	夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	民法第７５８条第２項及び第３項
親子		
５９	嫡出否認の訴えの特別代理人の選任	民法第７７５条
６０	子の氏の変更についての許可	民法第７９１条第１項及び第３項
６１	養子縁組をするについての許可	民法第７９４条及び第７９８条
６２	死後離縁をするについての許可	民法第８１１条第６項
６３	特別養子縁組の成立	民法第８１７条の２
６４	特別養子縁組の離縁	民法第８１７条の１０第１項
親権		
６５	子に関する特別代理人の選任	民法第８２６条
６６	第三者が子に与えた財産の管理に関する処分	民法第８３０条第２項から第４項まで
６７	親権喪失又は管理権喪失	民法第８３４条及び第８３５条
６８	親権喪失又は管理権喪失の審判の取消し	民法第８３６条
６９	親権又は管理権を辞し，又は回復するについての許可	民法第８３７条
未成年後見		
７０	養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任	民法第８１１条第５項
７１	未成年後見人の選任	民法第８４０条第１項及び第２項
７２	未成年後見人の辞任についての許可	民法第８４４条

７３	未成年後見人の解任	民法第８４６条
７４	未成年後見監督人の選任	民法第８４９条
７５	未成年後見監督人の辞任についての許可	民法第８５２条において準用する同法第８４４条
７６	未成年後見監督人の解任	民法第８５２条において準用する同法第８４６条
７７	未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長	民法第８５３条第１項ただし書（同法第８５６条及び第８６７条第２項において準用する場合を含む。）
７８	未成年被後見人に関する特別代理人の選任	民法第８６０条において準用する同法第８２６条
７９	未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与	民法第８６２条（同法第８５２条及び第８６７条第２項において準用する場合を含む。）
８０	未成年後見の事務の監督	民法第８６３条（同法第８６７条第２項において準用する場合を含む。）
８１	第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分	民法第８６９条において準用する同法第８３０条第２項から第４項まで
８２	未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長	民法第８７０条ただし書
扶養		
８３	扶養義務の設定	民法第８７７条第２項
８４	扶養義務の設定の取消し	民法第８７７条第３項
推定相続人の廃除		
８５	推定相続人の廃除	民法第８９２条
８６	推定相続人の廃除の審判の取消し	民法第８９４条
８７	推定相続人の廃除の審判又はその取消し	民法第８９５条

	の審判の確定前の遺産の管理に関する処分	
相続の承認及び放棄		
８８	相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長	民法第９１５条第１項ただし書
８９	相続財産の保存又は管理に関する処分	民法第９１８条第２項及び第３項（これらの規定を同法第９２６条第２項（第９３６条第３項において準用する場合を含む。）及び第９４０条第２項において準用する場合を含む。）
９０	限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理	民法第９１９条第４項
９１	限定承認の申述の受理	民法第９２４条
９２	限定承認の場合における鑑定人の選任	民法第９３０条第２項及び第９３２条ただし書
９３	限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任	民法第９３６条第１項
９４	相続の放棄の申述の受理	民法第９３８条
財産分離		
９５	財産分離	民法第９４１条第１項及び第９５０条第１項
９６	財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分	民法第９４３条（同法第９５０条第２項において準用する場合を含む。）
９７	財産分離の場合における鑑定人の選任	民法第９４７条第３項及び第９５０条第２項において準用する同法第９３０条第２項及び第９３２条ただし書
相続人の不存在		

９８	相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分	民法第９５２条，第９５３条及び第９５８条
９９	相続人の不存在の場合における鑑定人の選任	民法第９５７条第２項において準用する同法第９３０条第２項
１００	特別縁故者に対する相続財産の分与	民法第９５８条の３第１項
遺言		
１０１	遺言の確認	民法第９７６条第４項及び第９７９条第３項
１０２	遺言書の検認	民法第１００４条第１項
１０３	遺言執行者の選任	民法第１０１０条
１０４	遺言執行者に対する報酬の付与	民法第１０１８条第１項
１０５	遺言執行者の解任	民法第１０１９条第１項
１０６	遺言執行者の辞任についての許可	民法第１０１９条第２項
１０７	負担付遺贈に係る遺言の取消し	民法第１０２７条
遺留分		
１０８	遺留分を算定する場合における鑑定人の選任	民法第１０２９条第２項
１０９	遺留分の放棄についての許可	民法第１０４３条

別表第２

項	事項	根拠となる法律の規定
婚姻等		
1	夫婦間の協力扶助に関する処分	民法第７５２条
2	婚姻費用の分担に関する処分	民法第７６０条
3	子の監護に関する処	民法第７６６条第１項及び第２項

	分	（これらの規定を同法第７４９条，第７７１条及び第７８８条において準用する場合を含む。）
４	財産の分与に関する処分	民法第７６８条第２項（同法第７４９条及び第７７１条において準用する場合を含む。）
５	離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	民法第７６９条第２項（同法第７４９条，第７５１条第２項及び第７７１条において準用する場合を含む。）
親子		
６	離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	民法第８０８条第２項及び第８１７条において準用する同法第７６９条第２項
親権		
７	養子の離縁後に親権者となるべき者の指定	民法第８１１条第４項
８	親権者の指定又は変更	民法第８１９条第５項又は第６項（これらの規定を同法第７４９条において準用する場合を含む。）
扶養		
９	扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し	民法第８７８条及び第８８０条
１０	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し	民法第８７９条及び第８８０条
相続		
１１	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	民法第８９７条第２項
遺産の分割		
１２	遺産の分割	民法第９０７条第２項

１３	遺産の分割の禁止	民法第９０７条第３項
１４	寄与分を定める処分	民法第９０４条の２第２項